

◎議 事 日 程（第3号）

平成19年12月13日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（29名）

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	13番	近 藤 健 一 君
14番	小 沢 照 子 君	15番	後 藤 和 巳 君
16番	堀 田 清 君	17番	加 藤 和 之 君
18番	古 江 寛 昭 君	19番	大 島 功 君
20番	大 宮 吉 満 君	21番	永 井 千 年 君
22番	黒 田 国 昭 君	23番	中 村 文 子 君
24番	加 藤 敏 彦 君	25番	加 賀 博 君
26番	宮 本 和 子 君	27番	石 崎 たか子 君
28番	佐 藤 勇 君	29番	太 田 芳 郎 君
30番	柴 田 義 継 君		

◎欠 席 議 員（1名）

12番 八 木 一 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	水 谷 洋 治 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	八 木 富 夫 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋 総 合 支 所 長	藤 松 岳 文 君	立 田 総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君

八 総合支所長	開 水谷正君	佐 総合支所長	織 伊藤忠俊君
保険年金課長	水谷辰也君	健康推進課長	山田重夫君
高齢福祉課長	石黒貞明君	農業集落排水 担当課長	鈴木幸雄君
経済課長	大島静雄君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

なお、12番・八木一議員は欠席届が出ておりますので、御報告させていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の4番・日永貴章議員、質問を許します。

○4番（日永貴章君）

皆さん、おはようございます。

通告に従って質問させていただきます。

まず第1点目に、公共施設の耐震補強計画について質問させていただきます。

以前より、皆様方、十分御承知のとおり、全国的に本市を初めとするこの地域は、東海地震の地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、発生が予想される巨大地震への対応が不可欠になっております。地震などによる災害の被害を最小限に抑えるためには、建築物の耐震性を向上させることが必要であり、また既存建築物について耐震化を促進することが緊急の課題となっております。

行政としましては防災訓練を行ったり、各地域ごとに自主防災組織の設立促進、消防団の充実・強化などを現在行っております。しかし、先ほども述べましたが、公共施設の建築物の耐震補強計画については、小学校及び体育施設を初めとする子供たちの学校施設の耐震補強計画以外、なかなか耐震補強計画が進んでいないような気がいたします。災害発生時、住民の方々のさまざまな対応を考えた場合、本庁舎を初め公共施設は大変重要な役割を担うと思われま。愛西市総合計画にも耐震化の推進とライフラインの確保と述べられており、耐震性能の向上を進めライフラインの確保に努めるとの明記がされていますが、今後の各公共施設、庁舎、公民館、また市で管理されている浄水場など、耐震計画の現状と今後の対応についてお聞きいたします。

また、橋梁などについては、市道と県道及び国道の数などもわかれば教えていただきたいと思。います。

2点目に、市内の小・中学校の通学状況についてお聞きいたします。

愛西市には小学校13校、中学校6校が現在あり、それぞれが特色のある、そして地域に開かれた学校づくりが現在行われていると思。います。それぞれすばらしい学校へ児童・生徒を通わ

せ、学ばせるためにも、車社会と言われる今日、安全で安心して子供たちが学校へ通うことは、親のみならず地域住民の方々の願いでもあります。

先日、文部科学省も通学路などの安全点検を含めた学校安全計画の制定を各学校に要請する方針を出されました。市として、交通指導員の配置などを初めとする交通安全活動、交通安全教育を行い、少しでも安全で安心な子供たちの通学状況の確保に努められていると思います。

そこで、現在の小・中学校の通学状況、防犯対策を含め通学時間、危険箇所の対応など、現状を教えていただきたいと思います。

以上、2点について質問させていただきます。

#### ○総務部長（中野正三君）

まず、1点目の庁舎の耐震の問題でございますが、庁舎につきましては、4庁舎のうち八開庁舎を除きます本庁舎、立田庁舎、佐織庁舎、一部56年以降の建物もございますが、40年代の建物がすべてに近い状況でございます。このため、耐震診断の実施をそれぞれしておりますが、耐震性に問題があるという結果が出ております。

計画はということでございますけど、補強計画のことでございますが、現在そういう補強計画には具体的なものは持っておりません。今後につきましては、いろんな内部の検討の中で考えてまいりたいというふうに思っております。

次の施設につきましては、福祉部長よりお答え申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

福祉部所管の建物におきまして、昭和56年以前の建物ですが、佐屋社会福祉会館並びに四つの保育園が56年以前の建物でございます。来年度以降、予算の許される範囲内におきまして、また避難所の指定を受けているところから順次進めていきまして、その診断の結果によりまして補強計画を立てていきたい、そんなことを考えているところでございます。

続いて、経済建設部長からお答えさせていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、橋梁の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、橋の数でございますが、愛西市内の橋梁の総数につきましては703カ所、その内訳は、国道で橋梁が1カ所、県で管理する国道・県道の橋梁数が86カ所、市道としましては616カ所でございます。

現在、愛西市で進めております橋梁の耐震補強工事は、国庫補助金を受けてやっておるものでございまして、幹線道路を対象に進めているところでございます。今後の考え方でございますが、補助を受けながら順次施工してまいれたらと考えております。よろしく申し上げます。

次は、上下水道部長から御説明します。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、私の方からは浄水場施設についてどうかということでございます。

八開の浄水場につきまして、平成16年度に水道施設劣化耐震診断業務というものが行われております。その中で、耐震性能としての関係でございますが、まず管理棟につきましては、地

震に抵抗し得る壁が十分に配置されておるといふことで、この建物については大地震、震度6強までですが、そのことについては崩壊はないだろうと、防ぐ意味での補強等も不要であるといふような判断結果。

それから、もう1点の配水池、PCタンクと通称申しますが、このタンクにつきましても、同様に地震時のレベル2まで十分に設計的な耐力がなされておるといふような結果をいただいております。

それで、たまたま佐織地区の中部浄水場の方も同じような建物で、かつ設計・施工等も同様の内容といふことで、佐織の方についてはそういう耐震診断を行っていないんですが、設計書等を比較検討しますと全く同様の設計、また施工業者も偶然一緒といふようなことがございまして、大丈夫であるといふような判断に至っております。以上でございます。

なお続いては、教育部長の方から答弁させていただきます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

私からは、教育部所管について御答弁をさせていただきます。

ただいま議員の質問の中にもございましたように、小・中学校の耐震補強工事につきましては、平成22年度までに完了すべく計画で進めておるところでございます。

続きまして、体育館でございますけれども、現在体育館につきましては、立田体育館の補強工事に着手いたしております。また、佐織の体育館でございますけれども、この体育館につきましては、平成7年度に耐震診断を行っております、妥当なものであるとの結果が出ております。親水公園につきましては、言うまでもございません。

なお、公民館でございますけれども、公民館は3施設ございますが、佐屋、佐織の公民館につきましては昭和56年以降の建物でございまして、対象からは外れておりますが、佐屋地区の永和地区にございます永和地区公民館につきましては、昭和54年の建設でございます。御存じのように、この施設につきましては出張所との併設建物でございますので、庁舎との整合性を図った上で計画立案を考えているところでございます。

続きまして2点目の、市内の小・中学校の通学状況、時間とか危険箇所、防犯対策等についての現状についてお答えをさせていただきます。

市内の小学校、13校でございますけれども、これにつきましては、すべての学校が通学団での登下校となっております。通学団の集合場所から学校までの距離で、一番通学時間がかかっておりますのは立田南部小学校区で、森川町の梶島地区で60分ほどとなっております。逆に最も近いというのは、佐屋小学校の須依町で1分以内といふことで、あと3地区ほどございます。中学校におきましては、佐屋中の一部の生徒を除きましてすべてに自転車通学が許可されておりますので、中学校についての時間帯の把握等についてはしておりません。

次に、危険箇所の関係でございますけれども、通学路におけます危険箇所の把握におきましては、年度初めとか、また学期の初めを利用いたしまして、各学校ともPTAの役員の方々、またスクールガードとかコミュニティー協議会等の御協力をいただきながら点検を行っておりますのでございます。その点検結果によりまして、危険箇所と思われるようなところがあった場

合におきましては、通学団担当の先生が現場の方を確認されまして、状況に応じて通学道路の変更、これは迂回ですけれど、迂回などを指示いたしております。

3点目の防犯対策についての関係でございますけれど、これにつきましても、各学校とも毎年防犯教室並びに交通安全教室を行っております。防犯ブザーにつきましては、市内の小・中学校の児童・生徒に配付させていただいております、その携帯指導とか、スクールガードの方々の御協力によりまして巡回を行っているような状況でございます。よろしく申し上げます。

#### ○4番（日永貴章君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、ちょっと再質問をさせていただきます。

まず最初に、通学状況の件でございますが、危険箇所については年度、あと学期の初めにそれぞれ点検してやっていくという御答弁でございましたが、今危険な箇所で交通指導員の方がそれぞれ立たれていると思いますが、不足している学区などは現状ないのか。また、工事なんか、学期の初めとか終わりとか関係なく、急にいろんな状況で変わってくる場合があると思うんですが、そういう通学状況の変化にはどのように対応されているのか、まず最初に再質問させていただきます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

交通指導員さんの関係の不足している学校というようなことでございますけれど、これにおきましては、合併当初、交通指導員を配属している学校、置いていない学校というのがございました。これにつきましては、今年度より、福原分校は除きますけれど、各学校におきまして交通指導員さんを最低2人以上配属していただきました。それで、学校の希望等には応じておるといように理解しておりますが、中には飛び地でというようなところも見受けられるかと思えます。そういうようなところにおきましては、学校の先生、また地域の方々並びに児童によく注意等を助言して指導に当たっておるといことで、今小学校区においては、交通指導員というのはすべての学校に配属をしておるといことでございます。

次に、工事等によりまして急遽通学路を変更しなければならなくなった場合等の関係かと思えますけれど、この関係につきましては、工事が発注されますと、担当課の方から教育委員会を通じて学校の方へ連絡をいたします。その連絡によりまして、先に工事の予定を連絡しておきますが、実質に工事に着手する日程等が決まってきた場合においては、これはあくまで事前に学校と請負業者との打ち合わせを行います。そこで学校の先生が現場を把握した上で、迂回が必要となれば現地に出向きまして子供の指導、また変更したことによって危険が生じるところと思われるところにおきましては、教育委員会の方とも相談をしてその対処に努めておるところでございます。以上です。

#### ○4番（日永貴章君）

ありがとうございます。

交通指導員の関係は、学区に最低2人ということなんですが、やっぱり今の答弁でもありま

したが、遠いところだと、小学校だと60分かかるところもありますし、地域地域で通学路が本当に何もない危険なところとか、国道・県道を横断される大変危険なところもありますので、やはり臨機応変に、すべての学校が一律に2人ということではなくて、その学校学校の状況に合わせた対応をぜひしていただきたいと思います。そして、子供たちが安全で安心して通学して学んでいただくことが、子供を持つ親、そして地域の方々が安心して見守れると思いますので、ぜひその辺は一度御検討をいただきたいと思います。

そして、一つ提案といいますか、お願いになるとは思うんですが、現在立田・八開地区では巡回バスの試行運行を今されております。先日、どれぐらいの利用者がありますかということ聞いてみましたところ、9月が立田・八開ルートで23日間で418名、10月が26日間で556名、11月が26日間で568名とお聞きいたしました。この巡回バスをそれぞれ危険であるというふうに思われる地域がありましたら、小学校の通学時間に合わせて運行して、通学状況を十分把握して、全部では多分無理だと思うんですが、必要であると思われる小学校の通学に使用するというのも、財政的にこれだけ少ない巡回、一言で言えば今利用状況はあまり多くないというふうに思われますので、一度検討していただくこともできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

今の巡回バスにつきましては、まずは市内全域を不公平なく公平に運行させるということで、立田・八開地区を運行させております。そういう事由で始めておりますので、この状況で推移を見守りたいというふうには考えております。

**○4番（日永貴章君）**

すべての地域ですべて同じことをやるのが平等・公平ではないと思いますし、総務部長さん、今言われましたけれども、財政状況もやはりいろんな施策で、いろいろな答弁の折にも言われておりますので、やはり少しでも多くの方がこの巡回バスを、すべての地域で進めるのなら多くの人に利用していただくことが市としていい施策だと思いますので、この巡回バスを子供たちの通学に使うということも一つの案だと思いますので、ぜひ検討されるときがあったら、安全で安心した子供たちの通学のために一役買っていただくことも検討していただきたいということをお願いしているわけですが、検討はしていただけるのかどうかお聞きいたしたいと思います。

**○総務部長（中野正三君）**

確かにバスの検討委員会の中で、通勤・通学という話題も出たことは事実でございます。ただ、日永議員と多少ニュアンスが違うかもしれませんが、市の行政の中では、ある程度同じような扱いをするということも一つの課題だと思っております。ただ、今後の中でそういう御意見があるということ踏まえて、状況を見ていきたいというふうに考えます。

**○4番（日永貴章君）**

ぜひ検討していただいて、そしてまた危険箇所には必ず万全な対策をしていただいて、少しでも交通事故、子供たちの悲惨な事故がないように教育関係の部長さんを初め教育長さんには

お願いして、この小学校の通学状況についての質問は終わらせていただいて、最初の耐震補強計画の件の再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、庁舎の関係でございますが、八開を除いてあとの3庁舎には耐震的に問題があるということで、まだ今後計画はしていないという御答弁でしたが、今後どのような経緯を踏まえてこの耐震をやっていかれるのか、もう耐震は一切やらないのか、その辺はどういうふうに考えてみえるのか質問します。

**○総務部長（中野正三君）**

耐震の必要性は感じております。ただ、いろんな庁舎のあり方の意見も、内外、職員の中、そして皆様方も含めてあろうかと思っております。そういうことを踏まえた中で判断をしていくということになるかと思っております。

**○4番（日永貴章君）**

最初の質問のときに、実際災害が起きたときには、やっぱり庁舎というのは大変重要な役割をしてくると思いますが、一番拠点になる庁舎は災害のときにどこになるのでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

今、ここの本庁舎が災害対策本部を置く場所でございます。

**○4番（日永貴章君）**

災害対策本部になる本庁舎が耐震をやっていないと、実際災害が起きたときになくなっていたら対策本部の置きようがない。今つくられた駐車場でテントを張ってやられるのかもしれませんが、そういったことを考えれば、ぜひ早急にどうするのか、耐震をやるのかどうされるのか早急に検討していただいて、いつ起こるかわからない災害に備えて早急にやっていただかないといけないと思っておりますが、どう思われるのでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

私ども十分それは認識しております。ですから、私どもの内部の中でどうするかということ、確かに事が起きたときに耐え得るかどうかという問題があると思っております。一部この庁舎におきましても、部分的には強度に耐え得るといふ部署もございまして、ただそこが中枢になる部分というのが異なりますので、その辺の判断を早くしていきたいというふうに考えております。

**○4番（日永貴章君）**

質問のときにも言いましたが、各地域には自主防災組織を早くつくってくださいというふうに行行政の方から言われて、一生懸命皆さん協力して自主防災組織をつくられている地域もありますので、言っている庁舎として、庁舎がなくなれば何だという話にもなりかねない問題であると思っておりますので、ぜひ早急にどういうふうな形をとっていくのか市として決めていただきたいと思います。いつまでに計画をするということは今お答えいただけますか。

**○総務部長（中野正三君）**

時期の明確ということは今現在持っておりませんので、ただいずれにしても、どうするんだということは相談決めなきゃならんことだというふうに思っております。



○4番（日永貴章君）

ありがとうございます。

ぜひ早急にこの検討の結果を出していただいて、市民の方に公表していただいて、災害が起きたときに万全な態勢がとれるように庁舎関係はお願いしたいというふうに思います。

あと最後ですが、この愛西市総合計画にライフラインの確保に努めるということが明記されておりまして、先ほど答弁の中で、水道関係でライフラインの件は御答弁いただきましたが、これは浄水場だけ耐震がしてあれば対応できるものなのか、ほかに対応しなければならないことが残っているのかどうかお聞きいたします。

○上下水道部長（若山富士夫君）

今の御質問の関係でございますが、浄水場施設関係はいいわけですが、途中で走っておる水道管の関係でございます。これについては、やはり地震の揺れ方によっては脱落、それから一部まだ石綿管等も残っております。こういった破断等、当然大きな地震が来れば被害が予想されるということで、これも今現在、鋭意予算の許す範囲以内で更新事業を進めておるわけでございます。一朝一夕に、大変なお金がかかるということでなかなか全部すぐにとというわけにはいきませんが、今後とも少しでも耐震化ができるような管に変更しつつ努力していきたいというふうでお答えとさせていただきたいと思っております。

○4番（日永貴章君）

市ではさまざまな事業が計画されておって、この防災に対してもやらなければならないことが総合計画で明記されております。どの事業を早くやらなければならないかということを整理していただいて、住民の方々にも示していただいて、皆さんが安心して安全で、災害が起きたときにも万全な態勢がとれるように行政として対応していただきますようお願いいたします、質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて4番議員の質問を終わります。

次に、通告順位2番の25番・加賀博議員の質問を許します。

○25番（加賀 博君）

議長のお許しをいただきましたので、分庁方式の見直しと庁舎建設について質問をさせていただきます。

この問題につきましては、昨年12月議会でも質問をさせていただきました。合併による急激な変化を避け、各地区均衡のとれた住民サービスを行うためにとられた分庁方式を理解はしておりますが、本庁機能が分散化しているがゆえに生じている問題、また各庁舎にかかる維持管理費等を考えた場合、本市にとってこの非効率的な方式をこのまま継続していくことが市民の利便性、サービスを提供する職員にとって本当によい方法なのか、真剣に検討すべき重要な問題であると思っております。

行政改革推進の中に重点事項として、施設の統廃合を含め公共施設設置、効率的な管理運営の推進があります。この指針により、現在各施設の見直しについて検討が進められていると聞いて

ております。しかし、核となるのは庁舎のあり方だと思います。組織機構、人事配置、すべてかかわってきます。将来を見据えた中で現状を見守っていくのではなく、早く検討に入り、早期に方針を打ち出すべきではないかと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、19年度の4庁舎にかかる維持管理費や修繕に要した費用はどれくらいなのか。年度末までの見込みも含めお聞かせをください。

2点目は、これは少しさきの日永議員とダブるところもあると思いますが、耐震改修も含め大規模修繕の計画や必要な経費が試算されていたらお答えをいただきたいと思います。

あとは自席で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

### ○総務部長（中野正三君）

それでは、お答えを申し上げます。

19年度の予算ということでお求めでございますが、18年度でもよろしゅうございますか。決算が出ておりますが。

〔「結構です」と25番議員の声あり〕

じゃあお許しをいただきまして、18年度の決算に基づきます各庁舎の維持管理費の決算額を申し上げます。

本庁舎におきましては5,974万1,000円、立田庁舎におきましては1,592万1,000円、八開庁舎におきましては1,874万7,000円、佐織庁舎におきましては2,252万8,000円でございます。合計におきましては、1億1,693万7,000円でございます。

耐震改修も含めての計画や試算はということでございますが、日永議員にもお答えを申し上げましたように、耐震補強の計画自体は現時点では持ち合わせをしておりません。ただ、工事費の試算においてはさせていただいております。これは八開を除く3庁舎でございますが、本庁舎が3億356万でございます。立田庁舎におきましては1億5,078万、佐織庁舎におきましては1億6,380万、合計6億1,814万円になるものでございます。

その他大規模修繕という御質問でございますが、その他八開庁舎を除く各庁舎の空調機、屋上の防水、外壁等さまざまな修繕が見込まれます。それぞれ1庁舎1億を超える額が必要と思われるしております。ただし、八開庁舎におきましては、数年たちますと空調自体の老朽化も進んでまいりますので、同様な額が必要になるかというふうに考えられます。以上でございます。

### ○25番（加賀 博君）

ありがとうございました。

予測できない緊急修繕も発生してくるわけでありますので、一部試算できない部分もありますけれども、この分庁方式を続けていけば、答弁をいただいた数字から予測しても、今後多額な経費が必要となることは安易に想像ができるわけであります。

小項目の2に入りますが、次に耐震化の問題であります。

先ほど耐震改修費用について答弁がありましたけれども、本来庁舎は大地震等の災害時には迅速に救援・救助活動や復旧活動を行う防災拠点として、また関係機関との調整など、さまざま

まな対応をする役割があります。しかし、現在の本庁舎は、耐震性能の不足による地震への不安、防災・災害復興拠点としての機能不足、狭隘、情報技術対応の限界など多くの問題を抱えており、本来あるべき姿の災害対策本部の設置ができるかどうか疑問であります。大地震等の災害時に十分機能するかどうか不安があります。その点についてどう考えておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○総務部長（中野正三君）

大地震等の災害時に本庁舎、この庁舎が災害対策本部を設置するということになります。日永議員からも御質問がありましたように、耐震補強を行っていない状況下では不安があるということは私どもも認識をしております。現在、平成22年度までに、教育施設の耐震補強を優先して取り組んできております。このため、本庁舎を含める各庁舎におきましては、その後の取り組みにならざるを得ないかなあというふうな考え方は持っております。しかし、本庁舎の耐震補強を行っても、御指摘のように会議室の不足、そして事務室の手狭、そして障害者の方に配慮したバリアフリーなど、人街の県の条例等に則さない部分があり、相当な問題が残るのではないかというふうに考えております。

○25番（加賀 博君）

ありがとうございました。

それでは次の、小項目の3の方に入っていきます。

合併後の新たな拠点地域の形成と市民の一体感をつくっていく上において、庁舎の持つ機能は大きなものがあると思ひます。市民が気軽に立ち寄り、親しまれる総合的な交流の場としての役割も求められております。合併して2年半が経過をいたしました、市役所の業務がどこで行われているか非常にわかりにくい、各種手続のたびに移動しなければならないという声も多くの市民の方からお聞きをしております。

また、市役所の日常業務においても、即時に対応しなければならない問題も生じてきます。分庁がゆえに職員間での調整が十分とれず、業務のぶれの要因にもなり、ひいては市民に迷惑をかけることになるというケースもあるのが現状ではないかと思ひます。庁舎建設には多額の費用がかかります。しかし、現状のまま4庁舎を維持していくにも相当の経費がかかってくるわけであり、分庁舎ゆえの問題も生じていると思ひます。分散している本庁機能を統合することによって、市民の利便性、行政の効率化を考えていかなければなりません。

昨年市長に対し、新庁舎建設の是非も含め庁舎に求められる機能、住民サービスを考えた組織のあり方など、総合的に検討する委員会を立ち上げてはどうかとお尋ねをいたしました。そこで市長は、議員の皆さん方の意見を賜る機会を設ける検討委員会も必要と判断している、今後どのような形で進めるといいか十二分に勉強、検討してまいりたいと答弁をされましたが、その後、その勉強、検討をされたのか、結果があればお聞かせを願ひたいと思ひます。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

加賀議員の質問にお答えをいたします。

今、御指摘いただきました内容は、今までもこの議会でも御質問をいただいているところでもあります。新市においては、新庁舎は建設をしないという申し合わせの中で、この愛西市はスタートしてきたわけでありまして、しかし、過去の2年と9ヵ月余りの中で、いろんなそうした住民の皆さんに御不便やらおかけすること、あるいは私どもの事務の流れの中でも手間のかかることも事実であります。そうした中で新市の中において検討ということは、合併協の新市建設計画の中でも、新庁舎等の公共施設の適正化ということがうたわれております。そして、行革大綱では、合併により重複している公共施設の統廃合、用途変更、施設のあり方を検討、そして総合計画をお示しする中でも、統廃合を含めた公共施設の管理上の効率化ということがそれぞれうたわれているわけでありまして、私ども、この組織・機構の再編の検討の中でも庁舎のあり方も含めて、例えば2庁舎にしたらどうか、あるいは施設の有効利用のあり方、以前申し上げたかもしれませんが、どこかの庁舎を再利用と申しますか、そんな考え方もお話ししたことがあるかと思っております。これは、文化財の保護の資料館などのお話もしたかもしれませんが、そんなことでいろんな検討をしておりますし、岩倉市さんが庁舎を建設されたこと、あるいは清須市さんでは、この合併において新庁舎を増設して、新たに建設ではなくてそれぞれの庁舎を検討し、どこかの庁舎を増設して本庁舎とするというような検討もされているようでありまして、私どももそうした考え方も含めて、今まで部長会、あるいは幹部会などでも話をしているところでもあります。御指摘いただきましたように、できるだけ早くこの検討委員会的なものは考えているところでありまして、できれば新年度早々にはそんな立ち上げも考えてまいりたいということを思っているところでもあります。以上でございます。

#### ○25番（加賀 博君）

ありがとうございます。

市長さんもそれぞれ部長さん方と検討されているようではありますが、新しいまちづくりのために、職員や市民の一体感は欠かせません。まちづくりの基本となる総合計画も来年度からスタートをします。また、行政改革大綱、集中改革プランも公表され、三つの財政指標も掲げられて指針はできております。この庁舎の問題については、合併協議会において庁舎は建設しないという協議がなされておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、約2年半経過をする中で、現在の分庁方式に対する市民、職員の反応は大きく変わってきているのが実情であると思います。国からの財政支援の期限も限られております。当然ながら、財政上の問題も避けては通れませんが、最後に市長の分庁方式の見直し、庁舎建設の問題に対する決意を伺いたいと思います。議会側も市長の答弁により特別委員会を立ち上げなければなりませんし、最後に市長の決意を再度お伺いして、質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○市長（八木忠男君）

今、御指摘いただきましたような内容、市民、あるいは職員、議会の皆さんはもちろんでありますが、今の庁舎のあり方ということは、この2年と数ヵ月の間でいろんな総体的な見方から判断をしていただいていると思うわけでありまして。そうしたことで、今後将来に向けてよりよい形づくりを目指すべく、先ほども少し申し上げましたが、新年度に向けて、本年度中には

そうした準備をして、新年度には皆さん方をお願いを、検討委員会、あるいは今斎苑建設についてのお願いもしているわけでありますので、市民・住民、あるいは議会の皆さんも入っていただいたような、そんな検討をしていただく委員会も立ち上げてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○25番（加賀 博君）

ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、25番議員の質問を終わります。

次に、通告順位3番の9番・村上守国議員の質問を許します。

○9番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、農業政策についてと、平成18年度決算指標の分析と平成20年度予算編成について質問をさせていただきます。

最初に、水稻の生産調整等の取り組みについて質問をいたします。

政府が今年度から始めました品目横断的経営安定対策は、戦後最大の農政改革と言われております。国の支援を、これまでのすべての農家から、一定の農地を確保した個人や集落に集中させていく施策であります。個人は4ヘクタール以上、集落営農は20ヘクタール以上が対象で、平成18年産の米、麦、大豆など5品目に限って適用されるのであります。これは、農家の規模拡大や組織化を促し、国際競争に打ち勝つ強い担い手を育てるのが目的であります。私は今回の制度改革に対して、一層農業を取り巻く環境は厳しく、米価の低落、後継者不足、食の安全性、食料自給率などなど、前途の厳しさを感じております。

現在、愛西市内では、善太、稲葉、甘村井、日置、金棒、山路、四会、鶉多須、勝幡の9地区が集落営農組合を立ち上げ、農業経営に当たっているのであります。1市で9団体の営農組合はどここの地域でも見当たらず、愛西市が集落営農に関しては先進地であると思っております。この9団体の平成19年産作付内容は、管理面積が313.8609ヘクタール、そのうち生産調整面積、転作でございますが116.4981ヘクタール、達成率37.12%、水稻作付面積は197.3628ヘクタール、達成率62.88%であります。

私は、米価の大幅下落は過剰作付が原因であると思っております。そこで、愛西市の生産調整等の取り組みについて質問をいたします。

愛西市は、平成19年産の生産目標面積を1,299ヘクタール（62.65%）と定め、各農家に対して転作面積として37.5%を示しているのであります。さきに申しました集落営農9団体は転作面積は37.12%であります。これは入作者も入っておりますので、除けば約40%以上、苦勞して転作を実施しているのであります。

そこで、愛西市全体の生産面積はどれだけか。また、愛西市全体と旧4町村ごとに集落営農組合の管理面積を除いた管理面積と転作面積、水稻作付面積、転作面積達成率をあわせてお尋ねをいたします。

2点目でありますが、愛西市は平成18年度に集落営農組合を設立いたしました金棒地区、塩

田地区に水田農業構造改革対策費補助金を交付しておりますが、塩田集落営農組合の平成19年産の作付内容をお尋ねいたします。組合員数、組合員管理面積、転作面積、作物は何か等々、詳細にお願いをいたします。

3点目ではありますが、政府は平成20年産から生産調整目標が達成できなかった地域に対し、産地づくり対策を初めとする補助金の配分や、採択する際に調整する考えを示しております。この措置が実施された場合、生産調整の非参加者に対するペナルティーを生産調整参加者、すなわち集落営農組合が負うこととなります。私どもは、もう既に小麦の播種を終えております。各生産者に対してどのような指導をされておられるのか、お尋ねいたします。また、平成20年産の生産調整面積等はどれだけか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、決算の分析と予算編成について質問をいたします。

この時期は、来年度の予算編成関連作業を日夜御努力いただいていると思っておりますが、私の経験の中では、予算編成は各自治体の仕事のうちで大変な時間とエネルギーを使う最大の行事であります。住民の意見の吸収、各部課での検討、県などとの折衝、政策づくり、議会審議など、あらゆる活動が集中して行われる自治体挙げての作業であります。言うまでもなく、財政が厳しいとはいえ、予算は自治体の1年間の政策であり、活動計画であり、それに必要なお金の裏づけでありますので、各職場において現状をよく見きわめながら真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

各自治体とも平成18年度の決算指標が公表されました。当然、決算指標を分析して来年度の予算編成に取り組んでおられると思っております。決算指標を見ますと、愛西市の自主財源は46.9%、単年度財政力指数は0.70であります。ちなみに、津島市0.79、弥富市0.97、飛島村2.79などであり、他の自治体では前年度よりポイントアップであります。残念ながら愛西市はダウンであります。自主財源の目玉であります市税は歳入全体の37.6%を示しておりますが、その税収状況を見ますと、私どもが一番期待する法人税は4.3%しかないのであります。ちなみに、津島市9.2%、弥富市9.7%、飛島村24.3%などなどで、残念ながら海部地域では財政力指数ともに法人税収入が一番低いのであります。また、債務の状況を見ますと、債務負担行為済額、特別会計等を含めると約250億円と膨大な債務が生じております。これら平成18年度決算指標を分析して、財布を預かる財政担当官としてどのような責任を感じておられるのか、お尋ねをいたします。

2点目ではありますが、愛知県が各市町村の平成18年度普通会計決算の概要を公表いたしました。それによりますと、愛西市の決算認定額より、歳入・歳出ともに2億1,180万円余り愛知県が発表した決算額が多いのはなぜでしょうか。また、財政力指数は財政基盤の強さを示す指標でありますので、私は一番関心を持っておりますが、0.05ポイントの差が生じております。この原因はわかりませんので、ひとつ明快な御答弁をお願いしたいと思います。

また、この原因を調べますには、特別会計が混成していると思われまますので、財政構造の仕組みと原因をお尋ねいたします。

3点目ではありますが、私は合併した市とはいえ決算指標から判断しますと、愛西市は堅実な

財政運営が行われているとは思えません。今後は補助金の削減や地方交付税の縮減が一層進むことが予想される中で、予算編成に当たっては集中改革プランの目標値を踏まえ、それぞれの歳出をその構造まで踏み込んで厳しく見直し、より自立した行政運営を行うことができるよう、一層の努力を図る必要があると思います。

そこで、各部課からの予算要求に先立って、その指針となる予算編成方針をお尋ねいたします。

あとは自席でお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、農業政策について3点ほどお聞きでございますので、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず、最初の御質問でございますが、愛西市全体の水稻生産実施計画提出農業者、いわゆる達成者の人数でございますけれども、JAあいち海部が事務局でございます。こちらの「あまそだち水田農業推進協議会」の資料によりますと、10月末現在で1,545人でございます。水稻作付面積については577.10ヘクタールということになっております。それで、愛西市全体のうち営農組合が設立されている地域以外、議員は質問の趣旨の中で9団体という形で述べておみえでしたが、私どもとしては11団体、地区にしますと、須衣、日置、稲葉、甘村井、金棒、善太、四会、山路、鵜多須、塩田第二、勝幡、この団体以外の水稻の生産実施計画提出農業者の人数につきましては1,051人でありまして、水稻の面積につきましては336.47ヘクタールでございます。

それで、営農組合地区以外の水稻の作付内容でございますが、まず佐屋地区で、地区の対象面積497.47ヘクタール、達成者の人数につきましては297人、達成者の水稻の作付面積が106.25ヘクタール。立田地区でございますが、先ほどと同じような順番で申し上げますと、610.86ヘクタール、419人、面積は126.17ヘクタール。次に八開地区でございますが、同じように順番で申し上げますと、313.97ヘクタール、達成者の数ですが192人、面積ですが52.53ヘクタール。最後、佐織地区でございますが、278.01ヘクタール、143人、面積は51.52ヘクタールとなっております。

それで、大変申しわけございませんけれども、さきに申し上げましたように、この事務をつかさどっておりますJAあいち海部の担当に出向いて話を伺ったわけでございますけれども、現在の制度においては、水稻の作付面積は水稻生産実施計画書提出者、いわゆる達成者でございますが、これの確認ということになりますので、未達成者の水田の作付内容につきましては把握ができないということでございますので、お許しをいただきたいと思っております。したがって、達成者以外の水田作付内容を含む転作面積、水稻作付面積、転作面積の達成率については御容赦をいただきたいと思っております。

2点目の塩田地区の経営内容について伺いたいという御質問でございますが、これにつきましては、平成19年度の水稻の生産目標面積は9万1,300平方メートルに対しまして、水稻の作付面積は7万4,790平方で、生産目標面積を下回っておりますので、生産調整が達成をされて

おります。

次に、塩田第二営農組合の内容について御質問でございますが、組合員数は20人、平成19年度の対象水田面積につきましては18万6,676平方メートルであります。それで、転作の内容について、塩田第二地区はすべての農家があまそだち水田農業推進協議会に水稻生産実施計画書を提出しております、達成者となっております。提出されました水稻生産実施計画書では、レンコン2万7,790平方メートル、イチゴが2万607平方メートルでありまして、これが主な転作作物になってございます。

最後に、平成20年産からの生産調整関係についてお尋ねでございますが、まず結論から申し上げますと、今現在ですが、海部農林水産事務所より具体的な話がこちらの方へお話がございません。そういう状況にある中、新聞等でお答えとしてさせていただいていいのかわかりませんが、県内の未達成市町村、そういうところについては、地域への重点的な働きかけ等、そうしたことがやられるのではないかと情報が入ってきております。先ほどお話をしたように、具体的な方針がまだ市町村の方まで届いておりませんので、今現在におきまして、各生産者の方への指導はいたしておりません。この生産目標面積につきましては、12月25日に水田農業構造改善改革推進協議会が開催されるという通知をいただいておりますので、こちらの方の会議の中でこういったお話に多少触れられることがあるのではないかと、そういった状況しかまだわかっておりませんので、よろしくお願いをいたします。

#### ○9番（村上守国君）

今、御答弁いただきましたけど、何がどのような形で、事前通告をしておきながら的確な御答弁をいただけないような感じがいたします。何か今行政、いわゆる愛西市は、この生産調整等々については全然ノータッチですよと、すべてあまそだち推進協議会かな、何か農協の方へおんぶにだっこですよというような内容のお話でよろしいですか、これは。といいますのは、生産目標というのは国から県、県から市町村、こういう形で指示が来ているわけです。その中で、例えば19年度の実施計画を見ますと、愛西市の生産目標数量、あるいは生産対象水田面積等々の数字が出てまいりまして、それによって各農家の方に、農協からお知らせがあるのかわかりませんが、行政が中心となって各配分等々をおやりになる、我々はそうだと思っております。そうでなければ、例えば今経済課の事務分掌というのは何ですかね。今ちょっと見てみますと、農林水産業の指導奨励に関することだとか、作物の作付等々作況調査に関する事とか、各農業者に対する指導的な役割を果たすところが経済課の一つの窓口ではないのかなあと思っておりますけど、今の生産調整のやり方等、事務の流れというのをもう一度教えていただけませんか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員は2回目の質問の中で、農協におんぶにだっこかという御発言をされたわけなんですけど、米改革大綱が示されて、以前は確かに市町村でどこどこ地区ですね、例えば今で言うと何々町どれだけと、割り振りをするそういった事務は行政が担っておりました。しかし、少しその辺が変わりまして、先ほども申し上げましたように、協議会の方へ割り振られまして、その事務



局は農協でございますので、当然市の方がノータッチということではございませんけれども、形としては、行政はいろんな支援、財政的な支援をしていくとなっています。自分たちの農家関係のものについては、そういった団体の方で指導に当たるといような形になってきたというふうに私は理解をさせていただいておりますので、それを御答弁とさせていただきます。

**○9番（村上守国君）**

何か逃げの一手のような感じがいたしますけど、でも生産目標数量は1,299ヘクタールですよという愛西市の定めの中で、それがすべて完了した場合に結果はどうあったかという追跡調査等は何もしなくてもいいのかな。それが農業政策の重要な一つのポイントではないかなあと考えておるんですけど、要はやりっぱなしで、あとは結末も何も考えずに農業政策を終えるということではよろしいのか、もう一度確認させてもらいます。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

何もしない、追跡もしないという話ではなくて、議員も御存じだと思いますが、平成16年度にこれ以上つくってはいけませんとなっていたものが、16年度に大綱の見直しがされてから、ここまでは米をつくってもよろしいとなりました。内容的には私個人としても同じかなあとは思いますが、少し大綱の中で施策が変更になっておりますので、先ほど申し上げたような形になっております。

**○9番（村上守国君）**

わかりました。そうしましたら、今の行政の取り組み等々について我々農業者の立場から言えば、非常に不信を感じるわけでございます。そうであれば、農協と一体となって現状を把握しながら今後の対応策を考えていくかということが必要ではないかなあと考えております。そうしましたら、例えば今愛西市の転作面積37.5%、774ヘクタールを米をつくってはいけませんよという指示が出ているわけですね。その774の集団営農を含めた達成率というのはどれぐらいにつかんでおみえなのか、教えてください。

**○経済課長（大島静雄君）**

1点お断り申し上げますけれども、この面積そのものの関係におきましても、先ほど来部長が申し上げておりますように、16年から方式が変わってまいりました。といいますのは、御存じのように食管法も改正されて、それに基づきまして変わってきたわけでございますけれども、16年に変わったときから、これは生産団体である農協が主になって行ふべきでないかということで変わってきたものでございます。ただ、先ほど議員が言われましたように、今回のときに、今までのような農業団体にはちょっと無理かもわからないというような意見もあるようでございます。ですから、再度行政とお互いに協力し合っということも何か言われているようでございますけれども、詳しい内容についてはまだ会議等で来ておりませんので、お答えのしようがございません。

**○9番（村上守国君）**

要は、転作面積はこれだけと農業者に示したんだけど、結果はどうなっているか知らないというふうには私は受け取るんですけど、それしかないですね、これは。ですから、対象面

積が2,070ヘクタール愛西市の中にあるわけですけど、その中で生産目標面積は1,299ですよと。米はこれだけつくってはいけませんという指示をしておきながら、結果は何も知らない。農協にもわからないような、そういう今お話を承りました。これ以上お話ししてもいけませんけど、要はもう少し国の方針等々をしっかりと認識していただきながら、我々農業者に対して適切なアドバイスを指導していただかないといけないと思います。例えば、今皆様方、市の職員の中でも農地を保有してみえる方がたくさんお見えになります。ですから、その中ですべて37.5%転作をしておみえになりますか、当然してみえるわね。経済部長さん、どうですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

私も農地を保有させていただいております。いわゆる昔からのレンコン田というのは水田対象面積に入りませんので、この水田対象面積のうち対象面積になるのは5反半だと記憶しておりますが、16年までは、先ほど申し上げたように、これ以上米をつくってはいけなと、転作をやりなさいということですので、施設園芸とかそういったもの、またレンコン田をふやすということは、わらじは一足しか履けませんので、休耕田ということで、水張り調整田ということで対処しておりました。ただ、先ほども申し上げましたように、16年に米の大綱が変わりましてからは、申しわけございません、達成者ではございません。米をつくらせていただいております。

**○9番（村上守国君）**

市の職員が率先してそういうような模範的な農作業等々を実施していただかなければ、ほかの農業者は何を目安に我々は真剣に農業に取り組むかということが僕は理解できないような気がいたします。例えば隣の弥富市なんかは、達成率を守るために青田刈りを半ば強制的にやっているわけですね。そこまで行政が指導していただきたいというのが私の希望なんです。今、私の方の生産調整等の質問に対しては何か煮え切らない形になっておりますが、時間も来ておりますので次に移りたいと思います。

2番目の塩田地区の関係でございますけど、塩田地区については、平成18年度に愛西市補助金交付規則に基づいて20万何がしの補助金を出しておみえになりますが、その団体は塩田第二集団営農組合と言うんですか。そこが営農組合活動をしておみになるということで間違いのないわけですね、もう一度お願いいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

営農組合の活動というふうに、総会等も職員が出向いておりますし、そのように伺っております。

**○9番（村上守国君）**

私もいろいろ調査をいたしました結果、農協等にも確認をいたしておりますけど、塩田地区においては確かに総会を18年度末に実施されたということではありますが、19年産の集団営農としての作付活動内容等々についてはやっていないというふうに受け取りましたが、私の勘違いでありますでしょうか。

それと、もし塩田第二集団営農組合というのが現在立派に活動しておみえになりましたら、

我々は集団営農組合の組織をつくっておりますので、そこへ呼びかけるという形で今後進めさせていただきますが、再度くどいようですが、この塩田第二、そういう組織が立派に我々と同じような活動をしておるかということを一遍確認させていただきたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

村上議員が営農組合の組合長をやってみえる、その営農組合のように立派に活動してみえるかどうかということまでは私がここでお答えをすることはできませんけれども、先ほどの御質問がございました中で、農協の方にお聞きになった際に、19年度についてはやっていないというお話を承りましたので、一度私どもも市として塩田の方へ一遍その辺の確認をさせていただいて、その内容を県などにも相談申し上げて、不適切なことがあれば指導させていただくというふうにさせていただきたいと思っております。

**○9番（村上守国君）**

ぜひひとつもう一度確認をお願いしたいと思います。でなければ、これは規則に基づく補助金の返還等々も出てくるわけですから、当然補助金を出す以上は事業計画、それから実績報告書、それから水稻期間の調査、監査制度等々もございますので、僕はそこを一番心配しておるわけですね。地元へ行きますと、行政は非常に甘い考えだというような言い方をされる農業者がお見えになるわけです、塩田地区にはね。ですから、そんなことがあっては絶対いけませんので、一度調査をしていただいて御回答をいただきたいと思います。

では3番目でございますが、20年産の作付等々についての質問をさせていただきました。これにつきましては、先ほど政府の動き等については、19年産の生産調整を守らなかったら、愛知県に対して過剰作付の罰則として上乘せをするペナルティーを科すことが決定したということが書いてありますね。これは愛知県の問題じゃなくて、我々愛西市の農業者にとっても大きな問題なんですね。今、37.5%という非常に大きなハンディを負って我々農業経営をしているわけです。ここは、未達成が愛西市の中に非常に多いというのは、行政の大きな責任だと私は思っておりますよ。それを農協に任せておるような言い方をされると、我々農業者はどこのように形で指導をお願いしたらいいかということが非常にわからないような感じがいたします。

それと、まだ国から、あるいは県の方から20年産の割り当て面積等々の指示がないからどうのこうのということをおられますけど、部長さんも農業者でありますので、1年間の農業日程というのは当然把握しておられますね。私どもは既に小麦の播種を終えているわけです。ということは、11月中にやらないと、20年産の小麦は生産ができないという日程の中で苦労して我々はやっているわけですね。そうしますと、今行政の方から、20年度は何%の米をつくってはいけませんよという指示がないんですけど、我々はめくらで農業経営をしているわけですね。そういうことについて、行政として、例えば国・県が示さなくても、愛西市としての独自の面積の計算をしながら、過去の実績等々を踏まえながら、情報を得ながら打ち出さないと、我々9団体の営農組合としては、非常に行政不信がたまる一方であります。この件についてどうですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議員、どの新聞をお読みになって、ペナルティーを科すことが決定したというふうに御発言があったわけですが、私もこの通告を受けてから実際に海部農林へ自分みずから足を運びまして、農業新聞等を見させていただきました。農業新聞等を見ると、こう書いてあるんですね。全部読むと長くなりますので概略だけ、「2008年産米の生産目標数量が815万トンに決まったことを受け、農水省は5日に都道府県の担当課長らを集め、会議で県別の目標数量を決めることとした。今回の配分では、07年産米の生産調整を達成した県で生産目標数量の大幅な減少が見込まれる場合には、生産目標数量を上乗せする仕組みを導入する」と。「生産目標数量が07年産より13万トンも減るため、生産調整の達成県と未達成県間の公平性を高めることにしている」と、こういったようなことが書いてあるんですね。そういった、いわゆるペナルティーを科すということは記載がございません。

それと、最近新市になってから私はそういう会議には出ささせていただいておりませんが、今の担当課長等にも言っておりますし、合併前の町村のときもこういった業務に一応携わらせていただいております。先ほども申し上げましたように、16年以前まではこれだけ転作をやりなさいという話で、議員がおっしゃってみえたように、年明けてからその率を農家の皆さん方にお示しするということは遅いと、もっと早く市町村にどのぐらいの程度まで生産調整をやるのかという数値を早く示せと、こういうことは口を酸っぱくして実際に言ってきております。ただ、そうした話をして、先ほどお話ししたように、県は国から数値がおりてこないと言います。県は県で、おりてこない以上、市町村からわあわあわあわあ言われても、皆さんにお示しができないと、これの繰り返しなんです。だから、村上議員がおっしゃる意味は私も重々、今現在はほとんど委託をしておりますけれども、父が早く亡くなりまして役場にお世話になった当時、実際に自分で田んぼをならして田植えもしたり、レンコンも掘ったりという農業活動もしてまいりましたので、実情は私なりに十分把握して、そういったお話を県に伝えてきております。気持ちは議員がおっしゃったことと同じ気持ちでございますが、いかんせん相手がその数値を示してくれませんで、それについては議員がおっしゃるとおり、私自身も憤りを感じております。

#### ○9番（村上守国君）

最後の質問でございますけど、今新聞の掲載のことについて申されましたけど、私、今現在新聞の切り抜きをここに持っておるわけです。12月6日、中日新聞に載っております。これを見ますと、「大幅な作付過剰となった27府県に対して、通常の削減量に計5万トン上乗せをするペナルティーを科す。中部地方ではペナルティーを受けたのは、愛知、三重、静岡、長野の4県」、こういうふうに具体的に書いてあるわけですね。ですから、私はこういうような情報等々に基づいて質問させていただいているわけでございます。

今、部長の立場としては20年産の数字をあらわすというのは苦勞しておみえになるわけでございますけど、要は行政マンとして農業者がいかに働きやすい、夢を持って一生懸命働けるような雰囲気づくりをするのが僕は行政マンの仕事ではないかなあと感じております。ですから、第一に自分のことより周囲の相手のこと、市民のことを考えて仕事に携わっていただきたいな

あと私はそう思います。

とりあえず農業の関係につきましては終わらせていただいて、予算・決算の関係でお答えをお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

最初に私の方から、20年度の予算編成についてという御質問にお答えをさせていただきます。

愛西市になって3度目の予算編成をするわけでありまして、今まで行革大綱、あるいは集中改革プラン、そしてお示しをする総合計画策定などの中で目標を持って指標を立て進めていくわけでありまして、国の政策の中でも三位一体、あるいは補助金の削減、あるいは交付税のあり方などが大変抑制などの影響を受けているわけでありまして、そんな中でも御指摘いただきました債務は200数十億、そして今基金は115億円ほどであります。そうしたことも念頭に入れながら、将来に向けて持続可能な予算編成にしていきたいと思いますし、自主財源の指摘もございました。入るをはかりて出るを制す、まさにこの原点に立っていろんな政策を進めていく予算編成にしていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

あとは担当から御説明を申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、予算関係のまず第1点目の、18年度の決算指標を分析して、財布を預かる財政担当官としてどのような責任を感じているかという第1点目についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど来議員御指摘のとおり、愛西市の財政力指数が低いこと、また市税に占めます法人税の比率が非常に低いこと、これが愛西市の財政構造の、言ってみれば特色でございまして、それも一つ問題点でございます。それで一方、債務の面を見れば、公債費比率、これは以前から申し上げておりますように、県下では上位の低さという数値であられておりますが、トータルの自主財源比率の低さをかんがみれば、やはりこれは楽観できる状況でないということは今までも再三申し上げてきたつもりでおります。

それで、18年度決算が公表されて、さきの議会でも御承認をいただいたわけでございますけれども、その分析から財政部局としての見解をとということでございまして、愛西市の財政状況を十分に把握を当然していかなければなりませんし、刻々と変化してまいります地方財政に的確に今後対応していくという必要があるのではないかなあというふうに考えております。それともう一方で、行革、集中改革プランの中でも示しておりますように、持続可能な財政運営を今後より具体的に推し進めるという前提に立って、非常にこの財政部局を預かる担当として大きな責任があるというふうに認識はしております。

それから2点目の、決算認定額と財政力指数の違いの関係で御指摘をいただいておりますけれども、まずこの決算額の違いでございますが、県が公表いたしましたのは平成18年度の普通会計決算でございます。これは全国的に用いられる仕組みでございますけれども、決算統計という一つの財政を分析する作業でございます。それで決算統計上はいわゆる普通会計を用いるわけでございますけれども、一般会計決算に土地取得特別会計と、それから農業集落排水事業

特別会計の中からコミュニティープラント分に係る決算額を抜き出しまして加算をしたと、それが普通会計の決算額でございます。そうしますと議員が御指摘のとおり、私どもの愛西市の一般会計の決算額と県が公表いたしました普通会計の決算額の差が、御指摘のとおりその差が約2億1,180万3,000円という差が出ておりますので、そういった仕組みということで御理解いただきたいと思います。

それから次に、財政力指数の関係でございますが、定義といたしましては、これは地方交付税法の規定により算定をいたしております。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値でございます。それで、愛西市におきましては、平成16年度が0.631、平成17年度が0.710、平成18年度が0.754で、3ヵ年平均の平均値は0.698、これは四捨五入をいたしますと0.70となります。それで単年度財政力指数、これはそれぞれ単年度の交付税の算定から用いた数値でございますけれども、平成18年度は0.754、四捨五入をしますと0.75ということになりますので、議員の御指摘のとおり、そこで0.05ポイントの差が出るということで御理解がいただきたいと思います。

それから、最後の予算編成方針、総体的なことにつきましては、先ほど市長から編成方針については御答弁がされたとおりであります。それで、これをもとにして私どもの方からは、予算編成方針に当たっての基本方針というものを各部局の方に方針を示しております。それで一つが、重点化・効率化が図られる国・県の施策動向を的確に把握し、新規・現行事業に対する特定財源の確保について十分に調査し、検討し、積極的な財源確保に努めてほしいと、これがまず第1点でございます。

それから二つ目は、歳出予算配分の実施であります。愛西市の財政状況は、先ほど申し上げましたように、市税や地方交付税等の年度内に収入される財源だけでは、各種事業を推進する事業費に当然財源的には足りません。現状起債による借金とか、あるいは各種基金を取り崩すことによって財政運営を行っているのが現状でございます。そうした中で、先ほども申し上げておりますように、集中改革プランの目標達成や将来にわたる持続可能な財政運営をしていく上で20年度当初予算規模は、これもめどでございますけれども、182億円をめどに各部局に対し歳出の予算配分を行ったというのが二つ目でございます。

そして、三つ目といたしましては、これは19年度当初予算と比較しますと3.7%の減となっておりますけれども、事業効果と緊急度、優先度を十分に勘案し、経常的な経費についても一層削減に努め、真に必要な事業予算要求とすることと。当然その背景には、新市建設計画、総合計画、そういったものを幹として、事業効果、事業に充当される財源状況などを的確に把握し、事務事業評価における綿密な事業計画並びにコスト意識につながるような、いわゆる事業立て予算をしてほしいと。こういった大きな三つの予算編成に当たっての基本方針というものを示しております。現状、財政課の方で予算のヒアリングを進めておりますが、年内、副市長査定、市長査定を踏まえて、1月早々には取りまとめていきたいという考え方であります。以上です。

○9番（村上守国君）

20年度同様、予算の編成等々につきましては、当初市長さんから心意気等のお話をいただきましたので、よく理解をいたしました。ぜひ現在の愛西市の状況を的確に把握していただきながら、市民の生活安全のためにひとつ御努力をいただきたいと思います。

あと、担当部長さんに二、三お尋ねをするわけでございますけど、確かに決算の分析等々につきまして、財政担当官の言われるとおりでございます。厳しい状況の中に愛西市は置かれておるわけでございますけど、これは組織で仕事をするわけでございますので、ぜひ職員がよい知恵を出し合って、よりよい予算計上をお願いしてもらいたいなあと考えております。

それと2番目の、決算指標の違いの関係でございます。これにつきましては、一般会計、普通会計、いろんなとり方があるわけでございますけど、僕は一番疑問に思いますのは、愛西市の決算額と、それから愛知県が公表いたしました数値と違うというのは、非常に市民にとりましては戸惑いを感じざるわけでございます。私どもは、どちらかといえば愛知県の公表されたのが基本であるというふうに従来からの頭の中で来ておるわけでございますので、今市の場合には、コミュニティープラントの関係が若干入って差し引きされているんだというふうな内容でございましたが、今後は愛知県の数値と同じような数値をまとめていただくように、ぜひ県と協議をしていただきたいなあとお願いいたします。

それから3番目の、予算編成の関係等でございますけど、これは例えば平成20年度の設定額というのは幾らに置いておられるかちょっとわかりませんが、私どもの経験の中では、市民1人当たりが年間平凡な生活を営むためには約26万円ぐらいの経費が必要だと。そのためには、愛西市の場合には約百七十五、六億円ぐらいの予算が適正ではないのかなあという感じを私なりに思っているわけでございます。その中で、当然いろんな検討課題を踏まえながら細部にわたって今検討していただいているわけでございますけど、一つ申し上げておきたいのは、歳出の中で共通項目等々につきましても、各担当者ごとに確認事項を定めながら検討に入っておられると思います。そういうような新規事業とか大きな事業のみを中心に査定、ヒアリングをするのではなくして、日常皆さん方が使われる経費等々についてまでも、ぜひ入り込んで検討をしていただきたいと思います。

それと、先ほど私は農業政策の関係で質問させていただきましたけど、補助金の問題等でございます。これは現在財政の健全化の推進に向けまして、集中改革プランに取り組んでおられると思います。これにつきましては、愛西市の補助金等々の整理、合理化に関する定めをプロジェクトチームで検討しておられると思います。これは、先ほど集団営農組合を設立するために、なぜ20万円という補助金を出さなければいけないかというのを私自身非常に疑問に思います。ですから今回、今やっております農地・水・環境保全向上対策等の補助金についても、非常に市民は疑問を生じておるわけでございます。ですから、こういうことまでもそれぞれ各担当者が知恵を出し合いながら、こういう見直し等々を含めて検討していただきたいなあとということをお願いしますが、この点、企画部長さんどうですか。集中改革プランの取り組み等につきまして、それから予算の編成について、再度ひとつお願いいたします。

○企画部長（石原 光君）

重立った点についてお答えをさせていただきたいと思います。

普通会計と一般会計決算、これは議員がおっしゃるのもよくわかりますけれども、やはり全国的に財政の分析というのは普通会計を用いられておりますので、これは全国レベルの話であります。そういった中で、私どもが示す、広報等にも示しておりますけれども、なかなか市民の皆さん方に普通会計を用いて示すということは若干どうかと。やはり従来どおり一般会計決算で示すケースはケースとして、またその中でも普通会計は普通会計で示すケースもありますので、ケース・バイ・ケースに応じて皆さん方の方に周知を図っていきたいというふうに考えております。

それから、先ほどの補助金の関係でございまして、当然補助金の見直しというものに着手しております。そこで、百数項目の補助金の項目についてプロジェクトの方で見直しについて素案が出ておまして、行革本部の方でも一応そういったものについては、中身について確認をしております。それを再度現課の方へ戻して、その方針に基づいた中身について検証してほしいという段階で今作業を進めておるのが現状でございまして。またこれがおおよそまとまってきた折には、皆さん方の方にもお示しができるんじゃないかなあというふうに考えております。以上です。

#### ○9番（村上守国君）

どうも長い間、ありがとうございます。これで終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

これにて9番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。

午前11時43分 休憩

午後1時15分 再開

#### ○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

次に、通告順位4番の27番・石崎たか子議員の質問を許します。

#### ○27番（石崎たか子君）

議長のお許しをいただきましたので、大項目2点について質問をいたします。

まず、市行財政の健全・安心を図れでございまして。

今、市内各所を回り、市民の皆様との会話の中で言われる言葉がございまして。「これから愛西市はどうなるの」「お正月や敬老会で議長から第2の夕張と言われたが、本当に大丈夫でしょうか」などでございまして。先日の新聞紙上でも、「数字で見るわが町となり町」の中で、東海4県、愛知、岐阜、三重、静岡の176市町村の経済力の数値調査結果が掲載されておりました。西尾張16市町村の中で、岩倉市に次いで愛西市が低い方から2番目、もっとも津島市とは同数値でございましたが、これは人口増減率や財政力指数などから、元気度や総合体力を知るものだそうです。広報「あいさい」にも、種々行政の報告がされておられます。しかし、お年を召した方々は、文字離れや目の疲れを訴えられ、せっかく報告をされていても、文字からはなかな



か理解していただけない状況でもあります。

そこで小項目1の、クローバーテレビの活用法についてお尋ねをいたします。

さきの議会の質問答弁として、ケーブルテレビの整備状況が言われておりました。幹線の整備率が約86%以上、平成20年度には未整備地区の整備が開始する旨と伺いました。住民の市行財政の健全、安心を目の当たりにしていただけるためのクローバーテレビをぜひ活用していただけたらと思う次第でございます。文字情報、イベント情報、緊急情報もしかりですが、行政の状況がいち早く伝わり、市民の皆様にもより行政に協力が得られるものではないかと思えます。市長のお考えをお尋ねいたします。

続いて大項目2点目は、大災害の備えは大丈夫かについてでございます。

大災害で一番考慮しなければならないことは、道路、そして橋梁の安全でございます。先日県では、地震時の緊急道路崩落の危険として、年度内に85の橋の耐震化を進められることが発表されておりました。県道・市道を含め愛西市内にかかる橋は、さきの質問の中で国道が1、県道86、市道が616ということで、すごい数に驚いたわけですが、その中で10月11日付で入札結果をいただきました山路町地内、山路橋の耐震補強工事892万5,000円の工事はどのような工事なのか、お尋ねをいたします。

以下、自席で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、第1点目のクローバーテレビの活用について、私の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議員、今御質問がございましたこのクローバーテレビの関係でございますけれども、これはさきの9月議会の折にも日永議員さんの一般質問に御答弁をさせていただいております。それで、今回の整備の基本的な考え方につきましては、未整備地区であります立田・八開地区について、西尾張ケーブルテレビ株式会社よりも、20年度より事業の展開を進めたいというようなお話も一方ではございました。それで、これにより来年度、平成20年度事業実施という前提において、今クローバーの方と調整を進めておるとというのが現状でございます。それで、一つ御理解がいただきたいのは、ただしこの事業につきましては、やはり国からの補助事業という一つの事業の位置づけもございまして、その実施に当たりましては当然国庫補助金、これは補助率4分の1でございますが、そういったものの事業採択が前提となってまいりますので、その点だけ一応御理解をお願いしたいと思います。

それから2点目の、活用の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、行政情報とかいろんな面において今後活用が図られるのではないかなあというふうに私も思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、今回の整備と申しますのは、是正の整備というのが第一の目的でございますので、まずそういったものを整備していきたいと。当然ながらこの整備が進めば、議員おっしゃいました行政情報、あるいは旧佐屋町で展開されておりました文字情報の再開、そういったことも考えられますし、いわゆる緊急地震速報システムとか、いろいろ活用方法が考えられます。いずれにしても、この活用につきましては、それをやるということ

になれば導入経費というのが当然かかってまいりますし、運用経費が当然伴ってまいります。その辺も費用対効果を見据えた中で、先ほど申しあげましたハード整備と同時進行で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

それでは私の方からは、今年度発注をさせていただきました山路橋の工事内容についてお聞きでございますので、それにお答えをさせていただきます。

山路橋の工事内容についてでございますが、この橋は長さ約19メートル、幅が約8.3メートルでございます。川の両岸に橋台と、中央ほどに橋脚がございます。今、工事を施工しておりますのは、橋げたと橋台を特殊なケーブルで連結をいたしまして、橋脚上で橋げたと橋げたを特殊なケーブルで連結をして、地震の折にその橋げたが落ちないような仕組みにするという工事でございます。よろしく願いをいたします。

**○27番（石崎たか子君）**

先ほどのクローバーテレビに関してでございますが、部長は、事業は国からの補助金ということでございますが、これは4分の1事業で、毎年申請をしていただかれるということで理解してよろしいでしょうか。

**○企画部長（石原 光君）**

そのとおりでございます。申請事業でございますので、当然来年度に向けてそういった申請の手續も進めております。

**○27番（石崎たか子君）**

ありがとうございます。

これは早いところ整備をしていただいて、いろんなお金、また導入経費がかかるようでございますが、やはり市民に一番わかりやすく手っ取り早く通達ができるということで、クローバーテレビの社員さんからも早く実施をしていただきたいということで、録画ですか、来ていただいた折にもお聞きしたわけでございます。津島市、美和町、そして弥富市では、庁舎内でモニターをつけてケーブルテレビが放映されているようで、旧佐屋では18チャンネルで中継の話も出ていたわけでございます。議会だよりとか広報「あいさい」においても、ある一部しか載っておりませんが、どうぞ未整備地区を整備されるのなら、早く行政の内容、ただいま津島市では議会の中継をいたしておりますが、何とか皆さんに目を向けていただく、行政に目を向けていただくものでないかと思います。それでは、ぜひ市政の健全さや住民の安全のための放映を強く要望しておきます。

そして、クローバーテレビに関しては、ただいま名古屋駅前スパイラルタワーの電波障害の工事を請け負っていますが、この地区としてはどのあたりまででしょうか、お尋ねいたします。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

ただいまの電波障害に関しましての御質問でございますが、私どもの方にも名古屋のモード学園のスパイラルタワーの建設に伴っての電波障害のお話につきましては、ことしの7月の初めごろ私どもの方にも関係するところからお話がまいりました。それで、皆さんも御承知かと

と思いますが、一般の建物とはちょっと変わった建て方をしておみえになりますので、当初はなかなかどの範囲まで障害が出るのかという部分が不確定であったと、その折には説明でございました。そうしたことで私どもの方にもお話があり、私どもの方としましては、地元であります大井町さんの方にその旨をお伝えしたわけでございます。それで、その後11月になりましたから、永和台さんの方でも障害が出るということが確認がされたようございまして、そして急遽対策区域に入れていただきました。それで、対策区域につきましては永和台の南側、商店街の通りより南というふうに申し上げるとおわかりをいただけるかと思いますが、その区域までが今回の対象区域だそうでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○27番（石崎たか子君）

永和台の南部の方だけということで、まだほかの地域にもあるのかと思っておりましたが、そこで工事内容を皆さんに聞いてもまちまちでわからないわけでございますが、市とのかかわりはないかと思いますが、使用料が要らないとかつけるだけだとか、そして続いてクローバーテレビをつけてくれというようなことも言ってちょっと苦情が私にも来ておりますが、その点はいかがでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

今回の電波障害におきましての対策をクローバーが請け負っておるようでございますが、一般的にUHF、VHF、そうしたテレビの電波に障害を与える部分につきましては、今回の名古屋のモード学園が建物を建てることによつての弊害が出てくる部分で保証をさせていただくという内容でございますので、今現在それぞれの家庭にございますテレビの受信に関しまして、その部分に対してのクローバーに切りかえられる部分につきましては、当然無料でございます。クローバーさん、最近いろいろと新しく、皆さんも御承知かと思いますが、BSですとか多重のほかのチャンネルが多くございますので、そちらの方の申し込み等々をされることを、一部ちょっと耳にしましたのは、お話を申し上げておみえになるというようなことも聞きましたが、そうした部分ははっきりと区別をしてお話をいただくようにということをこちらの方からも申し上げておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

#### ○27番（石崎たか子君）

まちまちというか、何か商売につけ込むというんですか、直すだけまず直していただいてから取りかかっていたきたいことを強く要望いたしておきます。本当に全部使用料は要らないということを書いていらした人があったということでございますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、小項目2の方に入らせていただきます。

斎苑建設についてお尋ねをいたします。

斎苑については去る9月3日、斎苑建設調査特別委員会において、西保町としての責務は終わったので、市が直接的にやられるのならやってもらえばよいと思つていと地元の声を受けられた市側は、全体的な一貫性のある計画もいまだに議会や市民に十分な説明がないままになっております。工事施工に関するものについては、改良や改善、新設を問わず、住民及び議会

にも説明すべきだと考えておりますが、建物設計ができれば住民へ公聴会を開き、意見を聞く  
と述べておられました。旧佐屋地区の体育館は建設費が30億円以上かかっておりまして、毎年  
最初のころは1億かかったようでございますが、今は7,000から8,000万円ということで、収入  
は1,300万しかないということでございますが、市は斎苑を建設した場合の建設費や経常経費  
などの試算はどこまで出しているのかお聞きします。また、公聴会はいつ開かれるのかもあわ  
せてお尋ねいたします。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

斎苑建設につきましての御質問でございますが、市の方といたしましては、現在市の斎苑の  
基本計画を策定いたしております。この基本計画を策定いたしております中で、議会の初日に  
斎苑の調査特別委員長さんからの御報告もありましたかと思っておりますが、私どもといたしまして  
は、この斎場の建設に当たりましては、総合計画での位置づけ及び現有施設の現状を踏まえた  
新しい施設の整備に向けての基本を理念といたしましてそれぞれ今計画中でございますので、  
そうした中で計画書をおつくりし、必要に応じ地元の方へも御説明をさせていただく考えでお  
りますので、まだ日程等々につきましては、この基本計画をつくります中でも途中で必要であ  
れば御説明をさせていただく考えは持っております。よろしくお願ひいたします。

**○27番（石崎たか子君）**

ただいま地元と言われましたが、広報でも結構でございます。全市民にお知らせを願いたい  
ということをお願いいたしておきます。

9月議会の総合斎苑周辺道路で監査請求が出され、去る11月29日に意見陳述が行われました。  
傍聴させていただきました。周辺道路については、測量を含め実施計画で1,600万円とのこと  
でしたが、道路整備は用地買収7,600万円とは別に幾らの予算を立てておいでですか、お尋ね  
いたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

斎苑建設ということでお聞きなんですけど、近くの道路整備のこの用地買収費はということ  
ですか。

**○27番（石崎たか子君）**

はい、そうです。そのように出ておったわけですね。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

9月の議会で補正をお願いしたとおりなんで、現在進行中でございますので、よろしくお願  
いします。

**○27番（石崎たか子君）**

じゃあこの7,600万円でやっていかれるというふうに理解してもよろしいでしょうか。

去る11月28日、斎苑建設調査特別委員会の傍聴もさせていただきました。最初は12月20日、  
そして後で副市長さんから25日に言い直されましたが、玉野コンサルタント株式会社から基本  
計画ができると言われていたものが、当日もう配られておりました。どのパターンにするか決  
めてほしいと言われ、委員会のお一人が、ここで決めるのはやめてほしい旨の発言で決まらな

かったわけですが、市長を初め市の担当職員は斎苑を建設すべきを旗印においてのようですが、斎苑建設調査特別委員会以外の議員や住民を余りにも無視されておられませんか、お聞きいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

11月28日の斎苑特別委員会の関係でございますが、概略は委員長さんの報告にもあったとおりでございます。要は私どもはまだ基本計画の策定途中で、原案を作成するに当たっての準備、市として決定していくに当たって検討委員会の皆さんの意見を聞いたり、また特別委員会で御審議いただいて、どの考え方が一番妥当であるか、そういった協議中の段階でございますので、まだ全員の議員の皆様だとか市民の皆様にもお知らせをしていないようなわけでございます。これがきちんと固まった段階では、当然広報紙などでも載せていこう、そういう考えでございます。いましばらくこの関係については時間がいただきたいと思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

斎苑の計画としては、最初27億ぐらいの予算ということは私どもも承っておるわけなので、市民の皆様がセレモニーホールまでは要らないとか、いろんな意見を今聞いているわけでございます。これは、小項目3の財政の破綻防止のためににかぶってきますが、12月の「あいさい」の見開きページに、行政改革第1期推進計画の進捗報告が掲載されております。それぞれ財政指標、公債費比率、経常収支比率、基金残高が図表に示してあります。基金残高が17年度より5億円も上がっている。私は数字のマジックの感が否めないわけですが、今市が計画している斎苑建設費や勝幡駅前の開発費、そして児童館2件、子育て支援センター、またまた立田・佐屋にも給食センター、親水公園などの整備、東側の整備でございますが、一体見積もり予算はいかほどにとっておいでですか、お尋ねをいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

その件については、私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど第1期推進計画の公表がされたということで、議員がおっしゃいましたとおり、12月の広報の中でお示しをさせていただいております。それと、議員にお願いをしたいわけですが、今御発言の中に、18年度の決算、前年度より5億ふえているというお話がございましたけれども、これは決算の中身を見ていただくとわかりますように、昨年10億円の基金を積んでおります、地域づくり基金。それ以外に当然18年度、それぞれの各事業に公共整備基金とかいろんな基金を取り崩したのが大体5億あります。その差が5億ということですので、当然5億ふえる形になっておりますので、そういった御理解でお願いをしたいと思います。

それから、予算の関係でございますが、午前中にも今予算編成方針に取り組んでおるというお話を申し上げましたけれども、総合計画に定める実施計画、これは来年早々にはつくっていかねばならないという考え方でありますし、現段階でお答えできる建設予算といいますのは、議員も御案内のとおり、ちょうど公表しました財政推計、10年先の集中改革プラン、そういった中でお示しをさせていただいた現時点での大型プロジェクト事業50億円、これが大きな事業ではなかろうかと、そういった位置づけで推計の方もさせていただいております。それで、

個々のそれぞれの50億の事業費の内訳につきましては、当然段階で下から積み上げて50億という数字ではございません。これは御理解をさせていただけると思っています。いわゆる他市の同種・同規模、あるいは議員がおっしゃった児童館にしても支援センターにしても、愛西市内の中にあるわけです。そういったものを参考にした中で積み上げてきた数字でございます。ですから、当時50億の内訳については、大体斎場という一つの建設を計画するとなれば、あくまでもアバウト、先ほど申し上げました、同種・同規模のものを前提にして、大体総事業費として20億から25億、他市の例を見ておってもそれだけは必要じゃないかと、あるいは児童館3館をやるにしても3億から4億はかかるだろうと、あるいは勝幡の駅前広場についても19億、20億前後のそういった事業費が必要ではなかろうかといった積み上げの中で、大体上限、上の大きい額をとったトータルが50億という数字でございますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、現時点で予算編成の段階でございます、大型プロジェクト事業費というのは50億円、その内訳は先ほど申し上げたとおりです。今お答えできるのはその範囲です。よろしくお願ひします。

### ○27番（石崎たか子君）

今、50億の内訳をおっしゃってくださったんですが、こういうふうに市民の皆さんのところへは行くわけでございますよね。市民の皆さんはそこまでわかりません。だから、これはどういうふうになっていくのということと聞かれる方がございましたので、これはマジックというか、そういうところの御説明があれば理解もしていただけたかということと聞いております。

また、今50億円でございますが、この給食センター、今も出ておりました予算をすればもっともっとかかるわけでございますね、予算としては、いかがでしょうか。給食センターなどは全然まだその中には入っておりませんか。

### ○企画部長（石原 光君）

ただいま議員の方から給食センターのお話が出ましたけれども、ちょっと今給食センター建設についての具体的な考え方は持っておりませんし、当然今予算査定中と。ただ、今申し上げますのは、50億には当然入っておりませんし、10年先の財政指標、推計、その中にも入っておりません。今そこにオンしてあるのは50億円という事業費だけでございます。

### ○27番（石崎たか子君）

ありがとうございました。

夏ごろでしたか、中日新聞の「数字で見るわが町となり町」の記事の中で、最後に、「自立的な自治体運営のために首長には企業誘致を行う経営者感覚とともに、日々の無駄をなくす主夫の感覚も必要だろう」という記事が載ってございました。その折には、もちろん愛西市が財政力指数0.65で最下位でございました。基金残高、平成27年度30億円の目標は、今言われた部長の答弁からも目標は保てるのかということとございます。私は斎苑の建設を反対しているのではございません。基金があり余っていればできることだと思います。ここで住民の不安を取り除くには、この際、斎苑建設を市としては火葬場のみとして、今1万9,970平米の中の敷地の半分、南側を火葬場にして、なるべく西保団地より北西に寄せて建設するのはいかがなものかと思ひます。あとの北の半分は、市は手をつけないで業者に購入をしていただき、式場建設、

そして営業をお願いするべきだと思っております。よしんば市がセレモニーホールを建設しても直営ではできなくて、業者に依頼しなければならないことだと思います。24時間体制で職員に受付をさせることはできないかと思っております。今、セレモニーホールという無駄な出費をされようとしておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

石崎議員の質問にお答えをいたします。

今、ここまでいろんな協議も進めておっていただきまして、セレモニーホールの設置は特別委員会でも検討委員会でもぜひつくったらということで決定をしておっていただきます。御視察いただいた安城、あるいは関、そうした先進の斎苑場につきましてもセレモニーを持ってみえるわけでありまして、御指摘いただいたような考え方もあるかもしれませんが、私どもはできるだけ維持経費も少なくすべくいろんな考え方を今後また皆さん方にお示しをしながら御協議を賜ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○27番（石崎たか子君）**

20億から25億の中で、セレモニーホールをつくるのにも何億かはかかるかと思っております。それでも市長がセレモニーホールを建設すると言われるなら、先日も傍聴にいらした西保団地の皆様、そして市民の皆様とともに一緒に行動を起こしてまいりたいと思っております。夕張市のように破綻して10万人の人口が1万人になるのには忍びがたく存じます。先ほどは新庁舎の建設の御発言もあり、いま一度愛西市が現在置かれている立場をじっくり考えていただきたいと思っております。もし何年か先に本当に夕張市のように破綻したらだれが責任をとってくれるのか、市民の皆さんから市長に聞いてほしいということをおっしゃっておりますので、よろしく願いいたします。

**○市長（八木忠男君）**

いろんな状況の中で御心配をいただいていることは事実かもしれませんが、そうならないように私どもは精いっぱい努力をしてまいりますので、市民の皆さんの御理解もいただきながら進めてまいります。

**○27番（石崎たか子君）**

市長の決意をお聞きいたしました。ぜひそうならないように頑張ってくださいと思います。どうしても平成22年3月に建設しなければならないわけがあるのか、なぜそんなに急ぐかも私たちには理解ができないことをごさいます。旧佐屋の火葬場しかりでしょうか、市民に十分説明するとともに、市長の方針を全職員が統一していただきたいということをお願いいたします。

もう1点は、来年3月までに、返事で保留になっている永和荘についてであります。その後市として利用方法なり、また何か試算を出しておられますか、お尋ねいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

利用方法等につきましては内部では検討を行っておりますが、特にこれはということをごさいませんし、試算等はしておりません。

## ○27番（石崎たか子君）

私は大井、本郷の方や、永和温泉さんが温泉を経営していらっしゃるの、そして永和台では組長会の場で問いかけをしてみました。皆さんは口々に、永和荘は地元の避難場所だと思っていると。そして、また最適であり、高台になっております。そして、入浴、食事を準備できる場所として最高だと思っております。また、お隣の佐屋苑には入所を待っている人が何十人もいる、特別養護老人施設にするべき。その中で私が一番感じたことは、旧佐屋地区でもあり、そのあたりを福祉ゾーンにという声がありました。庁舎の前の保健センターと社会福祉協議会、またシルバー人材センターを移動させ、そこに立田庁舎の建設なりをまとめれば、業者も、皆さん今判をもらいにいらっしゃるのに困っておいでですが、建築されるときなんかもちろちらを回らなくて済むと思います。4町からまず2町へ、いきなり本庁舎をつくるんじゃないかと、とりあえずあるもので利用するというので、佐織の場合は2階があいてございますので、これは前に皆さんもおっしゃったように、八開のものを佐織の2階へ持ってくるということではないかということをおもっております。

もう1点は、市内でかけ流しの温泉を住民の皆さんに楽しんでいただける唯一の場所だと思います。去る10月26日、永和荘視察の折の説明には、県からの補てん1億円は人件費に充てられるとありましたが、今回塊の世代の方々がたくさんおいでになります。私どもの永和台の行事も多くのボランティアの皆さんに支えられ、一步一步遂行させていただいておるわけでございます。先ほどのセレモニーホールは一部の人しか利用できませんが、永和荘は多くの住民が利用できますし、ボランティアさん、そしてシルバーさんにも力をかりることができますので、市長、どうでしょうか、永和荘を何とかお考えできませんか、御答弁お願いいたします。

## ○市長（八木忠男君）

いろんな御提案もいただきましたが、参考にはさせていただきますが、今までも御説明しておりますように、県自体の運営の中でも1億円ほどの赤字ということでありまして、先ほどいろいろ庁舎のこと、あるいは将来のこと、夕張にならないように、そうした考え方もしていただき、議員も御心配しておっていただくわけでありまして、これからはおかつそこへ修繕費、あるいは改築などを見ますと数十億になるんじゃないかなというような考え方をしておるわけですから、皆さん方にこれからはお伝えしますので、また御判断の資料としていただきたく思いますけれども、現段階、県からあの施設を引き継いで運営をとすることは考えてございません。民間の方にもしていただいて、市民・住民の方に利用していただければ幸いかなあと、そんなことを考えているところでございます。よろしく申し上げます。

## ○27番（石崎たか子君）

折にいただいた収支報告から見ますと、1億3,000万が人件費に、県から執行していらっしゃる一番上の長の方は1,000万近くも取っていらっしゃれば、1億補てんされてもそれはだめだと思いますので、それこそボランティアさん、シルバーさんなんかで人件費を削ればできるんじゃないかと。そしてまた、何十億かかるなんて言わないで、やはり真剣に私どもは思っているわけですので、これだけやると幾らかかるんだというような試算をしていただけなかった



のかなあとと思います。祖父江町が7億円であれだけ立派なものできているわけでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。この永和荘は次の項目にも関係してありますが、いつ来るかわからない災害予防のためにもぜひ愛西で、どなたか第三者にさせていただくにしろやっていただきたいということを願ひしております。

続きまして大項目、大災害への備えは大丈夫かについてでございますが、先ほど800万台でこれだけのもので、あとは部長、大丈夫でしょうか、山路橋のことでございますが、先ほど御答弁がありました。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

最初の御答弁でお話をさせていただきましたけれども、これで大丈夫かという、私どもの災害想定の中で絶対というものはありません。橋が落下をするのを防ぐこと、これが大前提になっておりますので、地震の同じ震度にしたって横揺れと縦揺れがありますし、この地域、議員も御存じだと思いますが、液状化の問題が心配をされます。そうしますと、橋は落ちなくても沈むとか、いろんなことが想定をされますので、ここで御理解いただきたいのは、橋げたの落下を防ぐということでその補強をしたというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

**○27番（石崎たか子君）**

こんな値段で、ほかの616もあるところの耐震調査ですね。例えば木曾川にかかる名四国道の橋ですか、大きな亀裂があったところを私どもはテレビだとか新聞で見たわけでございます。私は、9月議会では地元の橋のみで見えておりましたが、そういうことのあとの方は、市道に対しても確保はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

橋の数については、日永議員の方でもお聞きで、その数はお答えをさせていただいているんですが、いわゆる橋梁の定義づけというのが2メートルのものからということですので、こういう表現の仕方はまずいかもわかりませんが、水路にかかっているようなものから数に上がっておりますので、議員が今お尋ねになりました大河川の上にかかっているような橋とはまたちょっと意味合いが違ってくると思ひます。これは日永議員のときにはちょっとお話しはなかったんですが、石崎議員の1回目の御質問の中にもお話ししましたように、幹線道路の関係で中心的になるような橋を、市だけの財源というのはなかなか大変ですので、補助金を受けながらという形で進めておりますので、よろしくお願ひをいたします。

**○27番（石崎たか子君）**

ありがとうございます。

例えば、愛西市が災害に遭った場合、物資を運ぶ場合はヘリポートのある八開にある水防センターが拠点になるかと思ひます。そのうち領内川、鶺戸川、そして海部幹線用水など、南北幹線が寸断されれば、佐屋とかこちらの方には物資が運べないということでございます。また、町方の喫茶「泉」から南川並に行く用水路上の橋梁や、鶺戸川にかかる下大牧の橋、町方町のダイハン家具の前は東へ行くと高架になるということ寸断されるおそれがあるんですが、そんなのはいかがお考えでしょうか。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

どうなるのかとおっしゃられても、議員が考えておみえになるような災害の想定と、私が考える災害の想定とはかなり違いがあると思うんですね。全市が全部災害地になってしまえば、どこがどうなったってだめなんですよね。例えば、議員がおっしゃいましたけど、海部幹線水路の上流部なら上流部で切れれば下側の道路を通るとか、それは災害の起きた状況をいち早く現状をつかんで動くということしか私はできないと思います。

### ○27番（石崎たか子君）

思いが違うって、どんな災害が来るかもわからないから、最大のものもやはり頭の中に入れてかからないとだめなんじゃないかと思うわけですが、これからも大変なことだとは思いますが、やはり住民の安全のために、普段から今申し上げましたところ、チェックをしていただきたいということをお願いしておきます。

続いて、物資協定及び応援協定については、以前部長からヨシヅヤとの物資協定を聞いておりますが、ほかへの広がりはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

### ○総務部長（中野正三君）

新聞報道等では、今議員が御発言のとおり、11月15日にヨシヅヤさんとの間で災害時における被災住民の方に対する生活物資の調達及び安定供給ということとあわせて、この愛西市の近隣、平和店を含めて3施設の駐車場などの一時避難所としての提供の協定を結ばせていただきました。9月の議会の折にもお話を申し上げましたように、市内事業者さんに働きかけを今もまだ続けておりますが、そして薬剤師会さんとの話も引き続いてやっております。その中で、まだ実ってはおりませんが、引き続き私どもとしてはお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

それから、応援協定のお話ですが、これは県外といいますか、海津と桑名さんとの応援協定ということはこの春に結ばせていただいておりますが、ただ何分御指摘のように、近い地域といいますのは同じような被災を受ける地域でございます。たまたま東海北陸自動車道の関係で、一宮市さんと高岡市さんがという話は一宮市さんの職員さんに聞いたことがございますが、これは道路開通の御縁と、どうも商工会議所さんの役員さんの御縁というような形を聞いております。こういう御縁が私ども今現在ではございません。ただ、どういう形にしろ、御縁を求めて私どもも出かける力をまたつけて、相互の協定はお願いをしていきたいというふうに考えております。引き続きこのことも考えてまいりたいというふうに思っております。

### ○27番（石崎たか子君）

部長さんから出かける力というか、力強いお言葉をいただきました。近隣では同じ被害に遭う可能性もございますので、どうか県・市外との相互応援もできるだけ努力をしていただきたいということをお願いいたしております。

いつ発生するか、どんな状況で災害が来るのかわかりません。そして、一番大切な飲料水の確保については、近年全国でこの地方だけが地震の被害や台風に遭ってはおりません。不気味にすら感じておりますし、またありがたいとも思っているわけですが、さきの議会で総

務部長から飲料水の御答弁として、ポリタンクの20リッターの入れ物は500個保管とありました。すぐ使用できる水の確保となると、八開も佐織も地下水栓ということで、いざというときに水没した場合は使用できないと思います。現在、飲料水を対象とした耐震貯水槽としては持っていないと。消防目的の地下式耐震性貯水槽が35基で40トンあるが、これをろ水器で対応ということをお聞きいたしました。ろ過式ということで、すぐに水を飲むことができるかできないかお尋ねいたします。

**○総務部長（中野正三君）**

ろ水器13基持っておるわけです。そのほかにろ過器を1基、これは佐屋プールのところに1基、旧佐屋さんがお求めになったものです。これは持っております。ただ、ろ水器においては、これはどちらにしてもそのまま飲むということはできません。沸騰させてという形になろうかと思えますし、ろ過器において飲むことは可能というふうには聞いておりますが、ただ時間を置きます場合にも、やはりこの場合においては沸騰させてというようなことが必要かというふうに思っております。

**○27番（石崎たか子君）**

水は腐っていくものでございます。これも旧佐屋地区では問題にいたしました。そんな折、水没してということも問題にして、高架式の循環タンクの設置はぜひ人口密集地に備えるべきだと思いますが、部長さんは飲み水の大切さは痛いほどおわかりかと思えます。弥富市では10年以上前から設置して、ただいま十四山地区にも支庁の敷地内に設置をされました。今、飛島村でも設置の話聞いております。南部水道の水筒があるわけでございます、3日分ですがあるということでございます。いざとなったらいろんなことでとりに行けない、こんな必要なことで設置をお願いしたいと思えますが、最後に市長の御見解をお聞きして質問を終わりたいと思えます。よろしくお聞きいたします。

**○市長（八木忠男君）**

この水についても、今まで幾度となく御指摘をいただきました。当初3日間ぐらいの水は確保できているという御説明もしてきております。各それぞれの浄水場、あるいは地域のそうした防災センター、コミュニティセンターなどに設置をしております。また、ろ過器、ろ水器などを有効に使いつつ、飲み水としても各防災センターにも準備をしておりますので、今後ともできるだけそうしたことに重点を置きながら進めてまいりたいと思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて27番議員の質問を終わります。

ここで15分間休憩をとります。その間、議運の委員長をお願いしてございますが、議運を少し開きたいと思えますので、議運の皆様は委員会室にお集まりいただきたいと思えます。お願いいたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会が開催をされました。その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

#### ○議会運営委員長（柴田義継君）

ただいま休憩中に議会運営委員会を開催いたしまして、全委員さん出席のもと、あすの日程等の変更について御協議をいただきました。あす10時からになっておったのを1時間繰り上げて9時から再開の時間と決定させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上、報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

そういうことで、ひとつ各議員、よろしくお願いいたします。

それでは通告順位に従い、通告順位5番の14番・小沢照子議員の質問を許します。

#### ○14番（小沢照子君）

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、特定健診・特定保健指導事業についてと後期高齢者医療制度について、そして広告事業の推進についての大項目3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、特定健診・特定保健指導事業についてでございます。

平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し、公布をされました。この中で老人保健法は、その目的や趣旨を踏襲しつつ、題名を高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる高齢者医療確保法として改正され、平成20年度から実施をされることになりました。この法には、保険者に対する健診や保健指導及び記録保管の義務化等が規定されていて、具体的には来年度から40歳から74歳までの健診並びに保健指導の実施が始まります。

そこで、まず本年、19年度の老人保健事業の現状についてお尋ねをいたします。

1点目に、40歳から74歳の基本健診対象者の数と受診率。

2点目に、基本健診を踏まえて指導を必要とする対象者は何人いて、どのような対応をされたか。それぞれ全体と、そのうち国保だけについてもお聞かせください。

次に、特定健診の内容について。本市の国保の保険者をベースにお伺いいたします。

これまでの基本健診は、病気の早期発見、早期治療が目的で、この特定健診はメタボリックシンドロームに重点を置いて、病気の予防を目的としているということで、基本健診から特定健診に変わった経緯と受診者数はどのくらい見込んでおられるのか、平成20年度から24年度のそれぞれの目標数値をお示しください。

そして、周知方法と受診率向上の対策をどのように考えておられるかを具体的にお聞かせください。また、1人当たりの費用についてもお伺いをいたします。

次に、特定保健指導の内容についてでございます。

健診の結果、保健指導の対象者が保健指導の必要性によって、情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3段階に区分されますが、対象者をそれぞれどのくらい見込んでいて、どのような事業の展開をされるのか。また、1人当たりの予算と、年齢的にも40歳から74歳と幅がある中、

勤労者などの保健指導の実施方法として、時期や場所などどのように考えておられるかお聞かせください。

次に、生活機能評価についてでございます。

65歳以上の平成19年度までと、平成20年度から実施される生活機能評価の実施目的と、特定高齢者に対する費用は1人当たり幾らかかり、自己負担金は幾らかをお伺いいたします。

次に大項目2点目の、後期高齢者医療制度についてでございます。

75歳以上の高齢者を対象に、来年4月から始まる後期高齢者医療制度に関する経費はどこで予算計上し、どの課で対応されるのか。そして、保険料については、保険料の金額見込みと、その納付方法、そして低所得者の対応についてお伺いいたします。

それから、後期高齢者の特定健診、保健指導、生活機能評価についてはどのように実施をされるのかお聞かせください。

大項目3点目でございます。広告事業の推進について。

新たな財源確保に向けて本市の資産を広告媒体として活用する広告事業を推進するために、愛西市広告掲載要綱や広告掲載基準などの広告掲載に関するガイドラインの策定が必要と考えますが、御見解を伺います。もし策定されていたら、内容の御説明をお願いいたします。

そして、広報「あいさい」の広告掲載が現在全面で10万円の掲載料となっておりますが、この広告スペースを幾つかに分割し、掲載料を今より安くして、掲載の応募がしやすいよう図られてはと考えますが、御見解を伺います。

それから、封筒を初めその他広告事業の進捗状況もあわせてお聞かせください。

以上、前向きな御答弁、よろしくお願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは最初の、老人保健事業の現状ということで、平成19年度の老人保健事業について御説明をさせていただきます。

まず、愛西市全体の40歳から74歳の平成19年度の基本健診対象者数でございますが、1万6,259名でございます。そのうち国保に加入をされておみえになります方が1万4,636名でございます。基本健診を受診されましたのは6,967名でございます。受診率にいたしますと42.9%となっております。そして、国保だけの方を見ますと、国保での受診された方は4,846名、受診率にいたしますと33.1%となっております。

次に、基本健診を受診された方で、6,967名のうち判定結果から指導を必要とする人数でございますが、4,474名でございます。内臓脂肪の蓄積がある人で、血糖、脂質、血圧の3項目のうち異常のある項目が2項目以上ある方でございますが、メタボリックシンドロームと診断をされ、平成20年度から実施をされます特定保健指導は、この内臓脂肪の蓄積がある人で、3項目のうち、来年度からは1項目以上ある方に対して実施をするよう定められております。そこで、今年度基本健診を受診された方で、メタボリックシンドロームの必須項目であります内臓脂肪の蓄積がある方は1,277名でございます。そうした方に、結果通知と同時に健康教育のお知らせをいたしております。健康教育は、特定保健指導を踏まえた上で、生活習慣改善

に対する指導を1回のみ行う国保のヘルスアップ事業として動機づけ支援と、3ヵ月以上継続して支援を行っていきます国保ヘルスアップ事業の積極的支援の2種類の教室をこの9月から開催をしております。そして、動機づけ支援の教室の方に51名、そして積極的支援の教室の方に41名の御参加をいただいております。現在、開催中でございます。

それで、先ほどの御質問のように、動機づけ支援の人数は、先ほど申しあげましたように、全体で51名、そのうち国保の被保険者が40名の参加者でございます。積極的支援につきましては41名のうち、国保の被保険者が22名の参加となっております。まず1点目がそうした状況でございます。

次に、特定健診の内容についてということでございます。これまでの基本健診から特定健診に変わった経緯についての御質問でございます。大変新しくなった事業でございますので、少し説明が長くなるかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思っております。

我が国は国民皆保険のもとにだれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現いたし、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してまいりましたが、急速な少子化・高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境の変化に直面をしております。国民皆保険を維持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっております。このような状況に対応するため、だれしもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、医療保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関します健康診査及び健康診査の結果により、健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導を実施することとされたところでございます。

長くなりましたが、具体的に申し上げますと、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、これまでの基本健診は個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっております。そのため、健診後の保健指導は要精検や要治療となった者に対する受診勧奨を行うこと、また高血圧や高脂血症、糖尿病、肝臓病などの疾患を中心とした保健指導を行ってきました。健康状態及び生活習慣の改善の成果が見られなかったため、新たな視点で生活習慣病対策を充実・強化するために特定健診・保健指導が導入されることになりました。

今後の特定健診・保健指導は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目をし、その要因となっております生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者、予備群を減少されることが目的となっております。生活習慣病は、自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行うこととなったものでございます。

そして、お尋ねの受診率でございますが、現在特定健康診査等実施計画書を策定いたしております。国の言っております5年間の平成24年度の目標数値は65%でございますので、40歳から74歳の対象者の見込み数、約1万5,000人でございますが、これの65%、約1万人前後かと思っておりますが、この目標値に向かって現在策定中でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

ます。

次に、周知の方法でございますが、第1回目の周知としましては、広報「あいさい」の12月号に新しく始まります特定健診・保健指導の紹介を掲載させていただきました。今後も広報、ホームページを通じまして周知を図ってまいりたいと考えております。

また、国保の被保険者の方々には、特定健診の御案内といたしまして、特定健康診査受診券というものを平成20年度の早い時期にそれぞれ個人あて通知をする予定にしております。

受診率の向上のため、特定健診の受診場所を現在海部医師会と協議中ではありますが、個別特定健診を海部地区の医療機関で実施をし、集団については、愛西市内の公共施設での実施をただいま考えております。

次に、1人当たりの費用についてでございますが、平成19年度の基本健診の単価は、現在1万3,460円となっております。そして、来年度につきましては、一部負担金を含み本年度並みで、海部医師会とただいま折衝中でございます。この12月末にも医療部会が開催をされる予定にはなっておりますが、そちらの方でお決めにいただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、続きまして、特定保健指導の内容についての御質問でございます。こちらの方も新しい事業の一環でございますが、特定保健指導は先ほど来お話を申し上げますメタボリックシンドロームのリスク要因、内臓脂肪の蓄積、脂質、血圧、血糖、喫煙歴によって三つの指導レベルに分かれるわけでございます。そして、それぞれのレベルの対象者からお話をさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、まずリスクが一つもない場合ですが、これは第1段階といたしまして、情報提供レベルとなります。この対象者は特定健診を受診された方で、ほかの二つの指導レベルに当てはまらない方になりますので、健診受診者見込み数から、全体の見込み数から、動機づけ支援の対象者数と積極的支援の対象者の数を差し引いた数になるかと思っております。現在予定をいたしておりますのは、7,700人ぐらいが対象ではなかろうかということでございます。

次に、内臓脂肪の蓄積にリスクが1から2追加の場合でございますが、この方が動機づけ支援レベルとなります。この対象者につきましては、特定保健指導該当者の見込みの、現在のところでは20%ほど、2割ぐらいの方を予定いたしております。

次に、内臓脂肪の蓄積リスクが二つ以上追加の場合の積極的支援レベルでございますが、この対象者につきましても、特定保健指導該当見込みの予定といたしましては、20%ほどの方ではなかろうかというふうに予定をいたしております。

それぞれのレベルの事業展開について御説明をさせていただきますと、まず第1段階の情報提供につきましては、健診結果を返却する際に、生活習慣病と生活習慣との関係等基本的な知識を掲載したもののリーフレット、またはチラシ等を封入してお知らせをしたいと考えております。動機づけ支援につきましては、アンケート結果より指導を受けたい場所として医療機関、保健センターが多くあったわけでございます。医療機関、保健センター委託を考えております。

そして、積極的支援につきましては、今年度既に特定保健指導を踏まえ国保のヘルスアップ事業を実施しておりますので、その途中結果をお知らせいたします。

開始後、3ヵ月後でございますが、12月におきまして参加者の平均体重は約2.7キロ減少をしておるようでございます。腹囲については平均4.7センチの減少と、それなりの成果が出ておると聞いております。生活習慣の継続をしていくためには、さらに方法等について今後検討が必要でございます。成果を期待してこの事業を積極的支援として実施をしていく予定でございます。

そして、それぞれのレベルにつきましての1人当たりの予算につきまして、国がまだ基準単価をはっきり示していない段階でございますので、近隣市町村の状況、医師会との調整をとりながら決定をしていく予定となっております。

そして、勤労者等の保健指導の実施方法についてのお尋ねがあったかと思えます。今後、アンケート等での調査結果等を踏まえまして、御意見等の内容を踏まえて、公共施設での実施を検討してまいりたいというふうに考えております。

一たん私の部分については御答弁を終わらせていただいて、生活機能評価について福祉部長より説明をさせていただきます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、生活機能評価につきまして、19年度までと20年度から実施される生活機能評価の実施目的、あるいは費用について御答弁させていただきます。

生活機能評価の実施目的につきましては、基本的に変更はございません。根拠法令が老人保健法から介護保険法に変更されるということはございます。そういった状況でございますが、実施目的でございますが、介護予防に資するサービス対象となる特定高齢者の早期把握、介護予防に資するサービスを安全に実施するための基礎データの取得、対象者である高齢者の健康維持と介護予防に対する意欲・動機の向上でございます。

続きまして、費用の関係でございますが、特定高齢者に対する事業といたしましては、地域包括支援センターにおきまして、介護予防特定高齢者施策として運動器の機能向上、栄養改善事業、口腔機能向上事業、閉じこもり、うつ、認知症の予防支援を行っております。運動器機能の向上につきましては、委託料といたしまして1人1回5,000円、自己負担金として1人1回300円はいただいております。栄養改善事業、口腔機能向上事業につきましては、各地区の保健センターにおきまして個別的な相談や集団的な教育を実施しております。また、閉じこもり、うつ、認知症の予防支援につきましては、保健師が訪問し、必要な相談・指導を実施、そういった方法をとっておりますので、自己負担はございません。

続きまして、後期高齢者につきましては、保健部長と交代させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは続きまして、後期高齢者医療制度についての本市の所管についてから御答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の所管についてのお尋ねでございますが、当市におきましては、後期高齢者



医療制度の経費につきましては一般会計、そして特別会計それぞれに計上をいたしまして、いずれも保険年金課で事務処理をさせていただきます。一般会計におきましては、広域連合事務組合、全市町村が人口率・老人人口率に応じまして拠出、広域連合での総務費になりますが、そうしたものと、療養給付費負担金、健康診査に係ります費用を計上する予定になっております。特別会計におきましては、保険料を管理する会計と考えて計上する予定でおります。保険料徴収事務は市町村のため、収納をした保険料を広域連合へ支払う流れでございます。

続きまして、同じ後期高齢の医療制度についての保険料についての御質問にお答えをさせていただきます。

こちらの保険料も基本的に75歳以上の方は、現在加入をしておみえになります医療保険から脱退をしていただきまして、この後期高齢者医療制度に加入をしていただくものでございます。これにより、後期高齢者医療保険料が被保険者の方にかかってまいります。保険料につきましては、所得に応じて負担する所得割と、被保険者お一人お一人が均等に負担をいただきます均等割額の合計となります。

保険料率につきましては、11月に開催をされております愛知県の高齢者医療広域連合会の議会におきまして、まず所得割率につきましては7.4%、均等割額につきましては4万175円と決定をされました。そして、なお納付方法につきましては、被保険者の便益の向上や徴収事務の効率化の観点から、年金天引きの仕組みを導入することとなっております。そうした中で、年額18万円以上の年金を受給されていて、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1以下の場合には年金天引きの特別徴収となり、それ以外の方は納付書または口座振替で納付をしていただきます普通徴収とした形となります。

そして、低所得者への対応でございますが、これにつきましては、後期高齢者個々の負担がどうなるのかは現在の加入をしておみえになります医療保険や所得の状況などにより異なりますので一概には申し上げられませんが、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得額の合計が一定の基準以下の場合には、条件に応じて保険料のうち均等割額の7割、5割、2割といった軽減措置が設けられております。この軽減については、それぞれ窓口での申請が必要となります。また、これまで社会保険の被扶養者でありました方につきましては、軽減措置として制度加入時から2年間、均等割が50%軽減されます。さらに、こうした扶養者の方々につきましては、平成20年4月から9月までは10割の軽減、そして10月から翌年21年の3月までは9割を軽減するといった予定の、今まだ決定はされていないようでございますが、決定されればそのような形になるということでございます。なお、この軽減措置の対象になる方ではありますが、被扶養者の大部分が軽減の対象になると思われますので、それを踏まえ、これらの方につきましては特別徴収をせずに普通徴収をする予定でございます。

すみません、ちょっと私間違えたようでございますので訂正をさせていただきますが、この所得割率について7.4と申し上げたようでございますので、正確には7.43%でございますので、訂正をさせていただきます。

次に、同じ後期高齢者医療制度について、特定健診・保健指導の部分について、先に私の方

からどのように実施をしていくのかということの御説明をさせていただきます。

平成20年度4月から、各医療保険者は被保険者に対しまして特定健診を行うということで義務づけをされておりますので、75歳以上の後期高齢者医療制度における健康診査につきましては努力規定となっておりますが、愛知県後期高齢者医療広域連合では実施をすることとなっております。平成20年度におきまして、広域連合からどうした方法とするのかというのは、各市町村に委託をされる形での実施になるものと考えております。

なお、生活機能評価につきましては、福祉部長より御説明をいただきます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

生活機能評価につきまして、どのように実施されるかというお尋ねでございますが、一応まだ最終決定までには至っておりませんが、まだ現在調整中という部分もありますので、その点お含みをいただきたいと思いますと思いますが、特定健診と同時に実施をしていきたいというふうに考えております。要介護認定非該当の介護保険第1号被保険者に生活機能チェック表を送付いたします。それで、個人個人でいろいろ記入をしていただきまして医療機関へ持って行っていただくわけですが、そうした方々の中から特定高齢者の候補者をまず把握いたします。その方々に対しまして生活機能検査、まずお口の中の状況ですとか関節の状態、飲み込みの状況だとか血液検査、あるいは心電図等を実施いたしまして、特定高齢者を選定いたします。選定をいたしました方々につきまして、19年度と同様の事業等、先ほど少しお答えさせていただきました事業等を実施していくということになります。よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、広告事業につきましてお答えを申し上げます。

広告掲載要綱や広告掲載基準などのガイドラインの策定をということの御質問でございますが、私どもはこれを現在始めるに当たって、19年3月1日付でそれぞれこういうものを定めさせていただいております。内容としまして、広告掲載要綱につきましては定義とか、そして基準、市の資産の目的等の品位を損なうおそれのないものとかというような抽象的な基準を定めさせていただいておると、そして広告主の責任とか、それから掲載の審査委員会、これは内部でございますが、そういうものの基準を要綱の中に定めております。掲載基準でございますが、これにつきましては、各業種ごと、考えられる業種をすべて網羅したつもりでございますけど、いろんな仕事が出てまいりますので抜ける場合があるかもしれませんけど、私どもとして規制業種等の絡みを、もう一度要綱を踏み込んだ内容の基準を設けておる状況でございます。

あと、スペースの見直しをというお話しでございますけど、7月号から12月号まで6回、掲載をお願いしてまいりました。確かに他市においては4分の1、または2分の1というような掲載の仕方もやっておみえになるところも承知はしております。ただ、そういう1面に届かない場合における掲載のレイアウトといいますか、本来の広報のレイアウトのところとの兼ね合いがあって、こういう1面という形で実際にはお願いをしております。ただ、今後いろんな状況が予測されますので、それは一つの課題として持ちたいというふうに思っております。

そのほかでの進捗状況はというお問い合わせでございますが、過去に鷺野議員さんから当初の話があったときに封筒の話は申し上げました。これは公募をして、そして公募を受けた業者が広告主を探すというやり方で提供いただくという形をお願いをしました。来年1年間、5万枚を提供いただけるという形で決まってきております。ただ、この会期中にはちょっと届きませんのでお見せできませんが、年末27日ごろしか届けられないというような言い方をされております。

ホームページでございますけど、今ホームページはリニューアル中でございますので、これが4月以降稼働した段階でそれぞれの事業主さんたちをお願いをしてまいりたい。そのほかいろんなことが考えられますので、私ども全職員が知恵を絞ってお願いできるものはお願いをしていきたいという体制でございます。以上でございます。

#### ○14番（小沢照子君）

御答弁漏れがあるかと思えますけれども、基本健診の受診者数の目標数値を各年度ごとをお願いをしたと思うんですけれども、20年度から24年度まで、24年度だけ今伺いたかと思うんですけれども、20年度から、これは非常に今回の質問で重要なことでございますので、お願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

先ほども御説明をさせていただきましたが、現在実施計画書の策定中ということで、あくまでも全体の予定者数は1万5,000人前後というふうにして、人数的に申し上げるのがなかなか難しいわけですが、パーセントでよろしいでしょうか。あくまでも私どもが予想をいたしますパーセントでございますので、変化はあろうかと思えますので、その点だけお許しをいただきたいと思えます。

まず、20年度につきましては約53%、21年度におきましては57%ほどまでということ、そして22年度におきましては60%、そして23年度におきましても62%と申し上げておきたいと思えます。よろしくお願いたします。

#### ○14番（小沢照子君）

詳細にわたっての御答弁ありがとうございました。

それでは、最初から再質問させていただきます。時間があまりございませんので、よろしくお願いたします。

19年度の健康教育で、20年度からの特定保健指導を踏まえ、前倒しといいますか、国保ヘルスアップ事業が2回にわたり9月から実施をされておるとい御答弁がございました。この教室のメニュー等、事業内容をお聞かせください。

#### ○健康推進課長（山田重夫君）

お答えします。

この教室が19年度から実施をしておる内容でございますが、体力測定と血液の映像画面をまず見ていただいて、その後栄養に関する講話と運動をする実践に向けた体験、そしてちょっと変えて調理実習、そういったことを、この19年度は一つの教室として延べ14回実施をしているさなかでございます。以上です。

○14番（小沢照子君）

それでは次に、特定健康診査等実施計画を策定中という御答弁でございました。中身がどのようなものかお聞かせいただきたいということと、それをまずお願いします。

○保険年金課長（水谷辰也君）

特定健診の実実施計画の内容についてのお尋ねでございます。

基本的には、もう既に実施をいたしましたけれども、アンケート調査をいたしまして、皆さん方の御意向を把握すべく現在その内容の分析を行っております。その分析をした結果をたたき台にいたしまして、関係施策事業担当課サイドのヒアリング等を経まして、特定健診の実施に向けての対象者の見込み、それから目標の設定、国の基準に基づくものに対して市の目標を定めていくというような内容の事柄の分析をいたしました結果、5年間の数値目標的なものが主となります計画となっていく予定でございます。

○14番（小沢照子君）

目標の数値がただいま御報告がありましたけれども、周知方法等で、広報とかホームページで、そういう御答弁でございました。受診率の目標が最終年度、24年度で65%、最終まで行かなくてもすぐに20年度で、ただいまお伺いしたのは53%、これで現在の基本健診の受診率が33%、約20%の差がございます。これを現在の33%から早速来年度53%、20%のアップをするのに、今御答弁をお聞きした限りでは、何も基本健診、19年度と変わらないということですね。周知方法、それから受診率アップ向上、これをお聞きしましても、少しこれを通告いたしました時点で具体的にということで期待をしていたんですけれども、20年度に20%もアップしなきゃいけないのに19年度と何ら変わりがないということは、これはどのようにしてアップされるのかお伺いいたします。

○健康推進課長（山田重夫君）

担当課長からお答えをいたします。

19年度に基本健診を実施してまして、先ほどお答えしました33.1%であります。御指摘のように20%もの高い率を想定しているという、クリアする手法として、19年度、今まで日曜日もやっていましたが、やはり国保の方が受診しやすい場所と時間帯を今までより大きく変更する構えを持って、またメタボに集中した健診ということもPRして、住民の方々がこういった健診はやはり将来大事なものだということを位置づけてやっていくということと、あとホームページと広報ということでお答えをしましたが、実は健康推進課としては、成人事業のお知らせというのを各世帯へ年度初めに全戸配付しています。そちらにも文字をできるだけ大きくして、こういうふうになりました、そしてぜひとも受けてくださいといったPRを兼ねていきたいと。もっと方法があれば、もっともっと高い位置で広報活動、周知をしていきたいと思っております。以上です。

○14番（小沢照子君）

最初の御答弁によりますと、個別が医療機関、それから集団が公共施設の御答弁がございました。ただいまはもう一步前進したかと思えますけれども、やはり1年間に20%もアップする

ということは、並大抵のことではないと思います。従来どおりの受診率向上の施策ではアップはしないと、下がるのではないかという懸念もあります。今、メタボリックシンドロームのお話が出ていましたけれども、やはり受診率を上げるということは、住民の皆さんに正しい知識が伝わらなければ、関心・興味がないと思うんですね。ですので、受診率向上で、再答弁で少し前進はしましたけれども、もう一つ正しい知識を得ていただくということで、住民の皆様、コンパクトな小冊子といいますか、そういうものをつくって、そしてわかりやすくメタボのことを紹介していく、そういうお考えはございませんか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

周知の方法等でございますが、それぞれ当然チラシ等も考えさせていただきますが、この事業につきましては、保険年金課の方で担当させていただきますが、専門の保健師による保健指導というふうになってきますので、そちらの方で十分今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

**○14番（小沢照子君）**

その保健指導の前に、受診率を上げなきゃいけないんですよ。なぜ私はこの受診率にこだわるかと申しますと、最終の24年度に65%が達成できなければ、これは義務化されているわけですので、何かペナルティーが科せられると思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

24年度の65%未達成の折のペナルティーというお話でございますが、議員御指摘のとおり、現行国の方ではそういう保険者サイドにペナルティーを科すという旨の通知をいただいております。

**○14番（小沢照子君）**

ペナルティーの内容はわかっておりますでしょう、お知らせください。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

基本的にペナルティーといたしましては、後期高齢者支援金と呼ばれる歳入部分がございますが、その減額があるというふうに聞いております。

**○14番（小沢照子君）**

後期高齢者支援金が減額ではなくて、後期高齢者支援金が義務化されて、目標が達成できないと加算されるのではないですか。加算されて、これはいわゆる住民の保険料に上乘せがされるということにつながってくると思いますが、いかがですか。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

大変失礼をいたしました。減額と加算と両方ございますが、達成されないペナルティーの場合は、議員おっしゃるとおりでございます。

**○14番（小沢照子君）**

時間がございませんので、特定健診65%以外に、あと義務化されているものでペナルティーが科せられるものがございますね。それはどういうものですか。

**○健康推進課長（山田重夫君）**

わかっている範囲でお答えをいたしますが、こちらは特定健診の目標率、5年間で65%。他にということですので、国から示されておる指針につきましては、保健指導がございます。こちらにつきましては、達成率45%。そしてもう一つ、メタボリックシンドロームの該当分の予備群の減少率を抑える目標値が10%以上。こちらが3本立てになって、その後運用はどうなるかということは、具体的にはまだ示されておりません。以上です。

○14番（小沢照子君）

このように、本当にこの健診は命にかかわることと、それから住民の方への負担がかかる施策になっておりますので、先ほど各年度ごとのパーセントの御答弁漏れがあったことからしても、行政側がこのことに対してどれほど真剣に取り組んでおられるかということが、少し私は残念な思いがしております。

もう1点ですけれども、先ほど運動器機能向上と言われましたけど、運動機能向上ですね。これは委託されておりますね、ちょっと聞き漏らしましたけれども、これをもう一度御答弁を。

○福祉部長（加賀和彦君）

委託で実施しております。

○14番（小沢照子君）

委託でお1人幾らで、負担金もお聞きしましたかね。

○福祉部長（加賀和彦君）

お1人委託料5,000円でございます。負担金として300円いただいております。

○14番（小沢照子君）

それではこれの委託料、1人1回5,000円、自己負担金300円ですね。これの内容と時間、それから委託先、実施場所をお聞かせください。

○高齢福祉課長（石黒貞明君）

委託先でございますけれども、愛西市内の業者と津島及び稲沢市の業者、合計6事業者でございます。それで、この中身の内容でございますけれども、3ヵ月間を1クールといたしまして週1回、合計12回というものを行っております。中身につきましては、要介護状態に陥ることを防ぐために、ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動等、機械を使った運動が主なものになろうかと思っております。よろしく願いをいたします。

○14番（小沢照子君）

それから、19年度の基本健診の単価の件でございます。1万3,460円とおっしゃいましたね。これは、この中に個人の負担金1,000円は含まれておりますか。

○高齢福祉課長（石黒貞明君）

含まれております。

○14番（小沢照子君）

それでは、20年度も大体この程度の単価になるという御答弁でございました。

私は、先ほど特定高齢者という言葉を使いました。私もこのたび、この質問をさせていただくのに、少しだけ今回の件については勉強をしたんですけれども、この特定高齢者ということ

はどのような人を言うのかということがちょっとはつきりしていないんですけれども、教えてくださいいただけますか。

○福祉部長（加賀和彦君）

特定高齢者とおっしゃられますのは、65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者の方を指します。介護予防の観点から行われる健診の結果、生活機能の低下が心配される人、要介護認定の非該当者、保健師などが行う訪問調査などの結果、生活機能の低下が心配される人などが該当するものでございます。

○14番（小沢照子君）

この特定高齢者の該当・非該当は、どのようなものですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど申しあげました基本チェックリストを個人でチェックをしていただいたり、お医者さんに行って、先ほど言いました健診等の中で特定されていくものでございます。

○14番（小沢照子君）

次に行きます。

先ほど保健指導の件で、勤労者の保健指導の実施方法でございます。これはアンケート調査とか、公共施設の利用状況等で検討して進めていくという御答弁でございました。私、19年度のメタボの「おなかすっきり教室」ですね、これの案内がありますけれども、これに例えば私が参加しようと思って日程を見ました。そういたしましたら、平成19年9月13日、13時30分から16時になっておりますけれども、例えばこの日は議会の一般質問の日でございました。第2回目はどうかと申しますと、9月18日で委員会の日でございました。こういうことで、なかなか参加したくてもできない状況があるわけですので、この件は参加しやすい実施方法をぜひとも考えていただきたいと思います。

次に行きます。広告事業です。

スペースの細分化は課題ということでありました。封筒とかありますけれども、私は18年6月議会で一宮市さんからお借りをしてきまして、広報紙と封筒と一緒にお示しをして見ていただいて、どの広告かはちょっと言えませんが、広告が載っているのをお示しさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

早速、広報「あいさい」につきましては、7月から実施に向けて取り組んでいただきまして、ありがとうございました。

私が11月、文教福祉委員会の行政視察で柏原市に参りました折に、こういうものをいただいてまいりました。これは柏原市の広報紙の広告でございます。10社載っておりますけれども、ここで足りなくて、ここも使っております。このように、いろんな分野の方々に手軽に本当に身近に、あるいは費用の面もそうかからないということで活用・利用していただければいいのではないかと思います。私も聞かれますけれども、10万円ですよと言うとぎょっとされる方もありますので、課題だということでもありますので課題にさせていただいて、こういう感じでまたお願いをできたらと思います。

それからこの広告は、ずっと決まっておりますか、先々まで。

○総務部長（中野正三君）

1月までは決まっているということは聞いておりますけど、ただ、今議員御指摘のように、細分化した場合において時期的なものがありますので、その事業主さんたちの。ですから、それがそろいかどうかということも一つの問題だろうと思っています。所によっては、広告業者を通じておやりになっているところもあります。そういうことによって、そろえてくるということもあろうかと思えます。いろんな課題が僕はあるだろうと思えますので、今後また考えさせていただきますと思っております。

○14番（小沢照子君）

これは募集の方法、手法ですね。一般の企業で言いますと営業と言いますか、セールスと言いますか、なされるわけですがけれども、愛西市といたしましては、自然に先方から応募されるのを待っている形なのか、時間がありませんので、一言でお答えください。

○総務部長（中野正三君）

決して待っているわけではございませんので、よろしく願いいたします。

○14番（小沢照子君）

先ほども出かける力をつけてという御答弁がありましたように、ぜひとも出かける力をつけていただいて、営業も頑張ってくださいと思います。

時間が参りそうですので最後に、ただいまも特定健診、あるいは特定保健指導等で質問をさせていただきました。現在、高齢化が進む中で、命にかかわる医療制度もどんどん変わろうとしております。これまでの病気になったら治療、それから今後は予防、指導、そしてその実績効果を上げるという国の方針が出てくる以上は、市行政もきちんと積極的な対応で医療事業を進めてくださるよう重ねてお願いを申し上げまして、質問を終わります。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

これにて14番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

次に、通告順位6番の6番・榎本雅夫議員の質問を許します。

○6番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2項目について質問させていただきます。

1項目めは、高齢者の健康づくりと福祉行政について質問させていただきます。

先月21日、総務省の発表によりますと、11月1日現在の総人口は1億2,779万人、65歳以上は2,753万人、総人口の21.5%を占めたとのことが新聞に載っておりました。愛西市において



も11月1日現在、6万7,031人、65歳以上が1万4,312人で21.25%と、約全国平均であります。合併時には19.18%でありましたので、本格的な高齢化が進んできております。このような高齢化の進展に伴いまして、医療費が年々増加傾向にあり、今後ますますこの傾向は続くものと想定されます。したがって、医療費の減少を念頭にした予防対策、寝たきりをつくらぬ健康づくりへの施策が大変重要であると思っております。

以前、テレビ報道の中で、新潟県見附市は高齢者福祉の一環として、高齢者を対象にいきいき健康運動教室を実施して、成果として高齢者の医療費が削減されたことを紹介しておりました。私は、見附市の健康推進課、いきいき健康係に電話してお聞きしました。全国の各地から自治体が視察に来られるとのことであり、日本一健康なまちづくりを目指し、運動、食生活、健診、生きがいの四つの分野から、市民の健康づくりが進められております。その中で、中高年を対象とした科学的根拠に基づいた健康運動教室が筑波大学発ベンチャー企業のつくばウエルネスリサーチと提携し、平成14年9月からスタートして取り組んでおられます。

本市においても、健康に対する意識の高揚を図るため、11月に行われる健康まつりや健康相談、運動教室、さらに各種の健康診断を医療機関、保健センターで実施しており喜ばれております。また、本年度に「きらりあいさい21」、愛西市健康日本21計画が策定され、平成19年度から22年度までの4年間を推進期間として健康づくりに取り組みやすくするための環境づくりに取り組んでいくとのことでもあります。

今回の質問は、この計画策定の際に出た意見の中の一つであります運動についてお尋ねします。この中で幾つか紹介をいたします。

一つとして、運動したいときに気軽に立ち寄れる身近な運動施設、2として、年齢など個人に合わせた指導のできるスタッフを育成し、運動施設に配置するとよい、三つとして、高齢者が体を動かすための機械や場所などの意見が出されております。

そこで、お伺いします。

大きい1点目として、高齢者を対象に健康運動教室を実施してはについて3点お聞きします。

1点目、本市における健康運動教室の実施状況は。

2点目、親水公園総合体育館のトレーニングルームの利用状況は。

三つ目として、親水公園の総合体育館のトレーニングルームを高齢者を対象に、例えば日時を決めてインストラクター等を配置して取り組んではどうかお伺いします。

二つ目として、今小沢議員の方からも質問がありまして、答弁がありましたので、取り組みについては答弁を聞きましたので結構でございます。アンケートをやったときのことをちょっとお話しさせていただきます。

本年度の保健衛生費の中に410万円の予算が計上されております。この事業は御存じのように、生活習慣病の予防改善を重点に置いた健康づくりを推進するものであります。この対象となる人であるメタボリックシンドロームとは、先ほども言われましたけれども、内臓脂肪型肥満により高血圧、高脂血症、高血糖を引き起こす生活習慣病として注目されております。特に、中高年で40歳から74歳で見ると、強く疑われる人は約940万人、予備群と考えられる人は約

1,020万人で、合わせて1,960万人と推定されております。そして、男性2人に1人、女性5人に1人がいるとも言われています。自覚症状がないので、知らないうちに心筋梗塞や脳卒中など、命にかかわる病気になる場合もあります。その予防を心がけ、体質改善を目指さなければなりません。10月だったですけれども、内臓肥満に関するアンケート用紙が郵送されてきました。私もチェックをしまして提出しました。それで、対象者は何名で、どのように決められたのかお伺いします。それで先ほど言いましたように、取り組みについては先ほど答弁がありましたので結構でございます。

3点目としまして、肺炎球菌ワクチン接種の助成についてお伺いします。

肺炎は、がん、心疾患、脳血管障害に次いで日本人の死因の第4位で、しかも肺炎で亡くなる方の90%以上が65歳を超え、高齢者には危険な病気であります。原因で最も多いのが肺炎球菌であります。肺炎球菌は、高齢になるにつれて免疫力が弱くなってくると、いろいろな病気を引き起こす原因となります。肺炎球菌ワクチンを接種すると、肺炎球菌による感染症の80%を予防することができ、65歳以上の高齢者の方は、呼吸器感染症が流行する冬前に接種することが大事であります。1回の接種で5年間は効果があるデータもあります。これは健康保険がききませんから、自費診療になるため費用は8,000円前後でございます。公費助成をしている自治体も全国に約30市町村が実施しております。

それで、3点お伺いします。

本市の高齢者のインフルエンザワクチンの接種率。

2番目として、肺炎球菌ワクチンについての認識・見解について。

三つ目としまして、肺炎球菌ワクチンの接種を公費助成してはどうかお伺いします。

次に、2項目めである市税の収納対策の取り組みについて質問いたします。

財源の大きな伸びが期待できない中、今後も厳しい財政状況が続くと予想されます。そして、自主財源の確保の上からも市税の徴収率の向上が求められます。市税の現年度分の収納状況を見ると、平成18年度は68億3,514万7,516円の調定額に対し、66億9,219万4,874円の収納額で、97.9%の収納率であります。そして、滞納繰越分は14.86%と、平成17年度の14.09よりも微増でありますが上がっております。しかしながら、5億6,208万円の未収額があります。未収金解消に向けて、職員の方が努力していることは承知しております。

先月6日、奈良県で税の徴収率の高いと言われる王寺町へ行ってきました。税務課長と徴収係の担当者の方にお話を聞きました。平成17年度の滞納額が3億4,000万ぐらいで、徴収率は53.44%、18年度は2億5,000万円です。58.50%であったとのこととあります。この結果についての取り組みについて、いろいろ資料もいただきながら説明をしていただきました。その中で、二つほど紹介をいたします。

この町は、毎年管理職が3人ほど富士山の近くにある研修所に行かれまして、この研修は地獄の特訓とも言われていまして、民間人ばかりで精神的に鍛えられるということとあります。自治体の職員は王寺町だけで、13日間ということとでございます。今は管理職が全員終わりました。一般の職員が参加しているということとでございます。もう一つは、差し押さえの財産を

インターネット公売して実施しております。参考例でございますが、差し押さえたオートバイが滞納額の金額以上で売れたという実績もあります。

そこで、収納対策についてお伺いします。

まず一つとして、各種目別の徴収状況について、前年度との変化の要因。

二つ目として、徴収の体制と取り組み、前年度と変化したかどうか。

3番目として、滞納状況。

4番目として、督促状の状況と。

5番目として、合併後の差し押さえられた件数と内容。

6番目として、インターネット公売についての見解。また、県下の状況と今後取り組んではどうかということをお伺いしまして、以上壇上にての質問を終わります。あとは自席からお尋ねしますので、よろしくお願ひします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、健康運動教室の関係で、介護予防の観点からお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、先ほどもお答えさせていただきましたように、基本チェックリストを利用した特定高齢者把握事業を行ひまして、その中で把握されました特定高齢者に対しまして生活機能の低下を予防し、要介護状態に陥ることを防ぐために、ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動、バランストレーニング等の運動機能向上事業を実施しておるわけでございます。それと、一般高齢者向きにつきましても、レクリエーション、体操、工芸を主体といたしました介護予防事業「愛西おでかけサロン」を市内の6ヵ所、佐屋老人福祉センター、佐屋老人憩いの家、立田北部地区コミュニティセンター、立田南部地区コミュニティセンター、八開総合福祉センター、佐織総合福祉センターにおきまして月2回開催しております。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは私からは、教育部所管の健康管理面の観点からお答えをさせていただきます。

健康運動教室と関連する各種事業としての生涯学習教育の分野におきまして、本年度社会教育課では、生きがい教室の中で足つぼ健康法、いきいき健康体操、公民館講座の中で太極拳講座、ヨガ講座をしております。また、社会体育関係では、カローリング教室、ウォーキング教室、ミニテニス教室、いきいきジョギング、ニュースポーツフェスティバル等を開催しております。広く市民の方々に御参加をいただいております。参加者の中には、60歳以上の参加の方もございます。

続きまして、親水公園のトレーニングルームの利用状況でございますけれども、この関係につきましても登録制となっておりますので、ちなみに11月末現在の登録者数の方から御報告をさせていただきます。総数といたしましては、1万1,152人の方が登録をされておみえになります。そのうち、60歳以上の方につきましては1,155人で、10.4%となっております。年度ごとの利用者の関係でございますけれども、これにつきましては延べ人数となります。17年度につきましても3万4,044人で、60歳以上の方につきましては5,081人、14.9%となります。18年度に

おきましては3万5,301人、うち60歳以上の方につきましては5,156人で14.6%です。また、本年度におきましては、11月現在でございますが2万3,030人で、60歳以上の方におきましては3,449人の15%となっております。また、トレーニングルームの使用時間の関係でございますけれど、これにつきましては、午前10時から午後9時まで御利用をいただいております。またこれにつきましては、利用方法でございますけれど、個人利用として開放いたしております。トレーニング機器の取り扱いの事故等を防止するために、予約にて事前講習、これは無料でございますが、事前講習を受けていただいた以後に、その後は自由利用となっております。

また、インストラクターの関係のお尋ねでございましたけれど、トレーニングルームにおきましては、専門の指導者といたしまして所属のインストラクターの方を配置いたしております。利用者からの相談、また運動指導等を実施いたすとともに、トレーニング方法とか、また年齢や受講者の体力等個人のレベルに合わせたメニューで取り組んでいただいております。

私の方からは以上です。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは私の方からは、国保のヘルスアップ事業について御説明をさせていただきます。

まず、このアンケートにつきましては、先ほど来のお話ですが、特定健診が保険者の義務となりましたことによって、この実施計画を策定するための現状分析を目的といたしまして実施をしたものでございます。それで、対象者につきましては、市内在住の35歳から64歳の国民健康保険の加入者で、2,000名の方に無作為で抽出をさせていただきますして実施をいたしました。それで、回収数でございますが795人でございます。そして、回収率につきましては39.8%でございました。

次に、肺炎球菌ワクチンの接種に関する御質問でございますが、まず1番目に本市の高齢者のインフルエンザワクチンの接種率ということでお尋ねでございます。私どもの愛西市の65歳以上を対象といたしました高齢者のインフルエンザ予防接種の平成18年度の接種率でございますが、56.8%でございました。今年度につきましては、まだ今10月19日から実施をいたしておりますので、数字はちょっと出ておりませんので、お許しをいただきたいと思います。

次に、肺炎球菌ワクチンについての認識はということでございますが、私も今回こうしたものがあるということを知ったわけでございますが、肺炎球菌ワクチンとは、肺炎球菌によって引き起こされるいろいろな病気、感染症を予防するためのワクチンだということで、肺炎球菌には80種類以上の形があるとのことでございます。このワクチンは、そのうち23種類の型に対して免疫をつけることができます。これで肺炎球菌による感染症の80%を予防することができるとの御報告があるようでございます。そして、この肺炎球菌のワクチンの効果はといいますと、5年ほど続くとされております。そして、毎年接種するインフルエンザワクチンとは異なって、2回目の接種をすると大変反応がきつく出るとということで、1回だけの接種しか認められておりません。日本では任意の予防接種であるため、健康保険が適用されませんので実費扱

いで、金額については5,000円から9,000円といった費用がかかるようでございます。日本では肺炎球菌ワクチンの知名度はまだ低いようでございます。それほど普及はされていないということで、接種率約3%とお聞きをいたしております。

そして、このワクチンについて市から助成をしたらどうかというお尋ねでございますが、現在愛西市といたしましては、肺炎を予防するために、現在風邪やインフルエンザを予防することが第一ということで、まずは市が助成を行っております高齢者インフルエンザの予防接種を受けていただくことが大切だと考えております。御指摘の肺炎球菌ワクチンに対しては、日本では定期的予防接種としてまだ位置づけをされておられませんので、現段階といたしましては実施の方向については難しいと考えております。今後、国や近隣の市町村の動向を眺めて検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

### ○総務部長（中野正三君）

それでは私の方から、市税の収納対策についてということで8項目のお問いでございますので、それぞれお答えを申し上げたいと思います。

1項目めの、滞納分の各種目別の徴収状況ということでございますが、先ほどのお話にもありましたように、平成17年度においては市税は14.09%、18年度においては14.86%ということで、やや向上はさせていただいております。19年度を今から申し上げますけど、同時期で比べますとやや一部のもので悪いというところがございます。これは、市民税等の現年度の増によるところも影響しているかというふうに思われるところもございます。

市民税につきまして、18年度と19年度の現時点、私どもが今わかっている10月末の比率を申し上げます。市民税につきましては、18年度10月末現在8.58%、今年度は5.47%。法人市民税におきましては、18年度11.1%、今年度は11.76%、これはふえております。そして、固定資産税におきましては、18年度9.91%、19年度7.07%。軽自動車税においては、18年度13.77%、19年度11.55%、こどもやや下がっております。市税4税、全体でございますけど、18年度7.12%、そして今年度6.49%と、総体でも減っております。

徴収の体制と取り組みということで、前年度と変化したかという御質問でございますが、前年度との変わったところにおいては、御承知おきかと思っておりますけど、この10月から国民健康保険等嘱託徴収員の採用を行いました。これは国保の担当課と収納課がタイアップして、それぞれこの人たちに、基本的には現年度をまずつぶしていただくというような形をお願いしているものでございます。ただ、まだ日も浅うございますので、なかなか実績までということにはなっておりませんが、それぞれ御努力をいただいております、これも17年度の後半からでございますけど、5月と12月に合同徴収という形で、各庁舎それぞれ所管する各国保、それから介護、それから市税、それぞれの担当と総合支所の職員が出まして一斉に回るという形は続けております。そしてあと、滞納管理システム等によって滞納者の方との折衝状況、交渉状況といえますか、そこら辺がシステムにおいて迅速に把握して対応するというところで現在行っております。

それから3点目の、滞納状況でございますが、現年度分の収納課へ移行してくることでござ

いますけど、18年度、19年度におきまして大体市税4税で1億4,000万ほど、そして国民健康保険税及び介護保険料において1億3,000万ほど、コンスタントに2億7,000万をやや超えるところが現年度現課からそれぞれ収納課の方へ回ってきておるという状況下でございます。

督促状の状況ということでございますけど、御承知のように、課税課の方から納付期限後の20日以内に発送をしております。ただ、先ほども申し上げましたように、現年度においては市民税の課税がふえたということもあってかもしれませんけど、ややその数が多くなってきているということが思われます。

5点目の、合併してからの差し押さえ件数ということでございますが、あまりされている状況下ではございません。差し押さえ件数としましては、合併前、12年度から16年度において4町村61件、17年度はゼロ、18年度1件、19年度においては2件と、合併後3件しか現在においてはやっておりません。そのほかに分納開始のために差し押さえを中止したものが4件、資産調査中のものが9件あります。今後とも差し押さえ等、適宜やっていきたいというふうには考えております。

6点目の、インターネット公売についての見解はということでございますが、それぞれインターネットが普及をしまして、取り入れているところもあろうかと思えますけど、参加者が多いということで高額で売却されるという利点もございます。そういう観点もあろうかと思えますけど、今現在県下の公売の手続等にかかっている期間等でいろいろ問題もあるようでございまして、導入市町村が少ないということも承知はしております。そういう面で、もう少し研究の時間をいただきたいということは思っております。

7点目の、インターネット公売についての県下の状況はということでございますけど、愛知県においては9回実施をされたというふうに承っております。県下におきましては、一宮、蒲郡、瀬戸、豊川、豊橋、春日井、犬山がそれぞれの公売のホームページをお開きだということは承知はしております。業者さんへの手数料としては、落札額の3%というふうに承知をしております。

そして8点目の、インターネット公売に取り組んではということでございますけど、先ほど申し上げましたように、現時点の考えはそのようでございますけど、状況を見まして私どもとしてはとらえていきたいというふうに考えております。以上でございます。

## ○6番（榎本雅夫君）

それぞれの答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

健康教室については福祉部長の方から、介護予防の事業の方からの取り組みについてお伺いしたわけでございます。また、生涯教育の方からは、市民を対象にした運動、健康教室の状況を教育部長からもお聞きしたわけでございますが、体育館のトレーニングルームについては利用者数も毎年3万5,000人、60歳以上の方は15%であると。まだ私もこの質問をするに、あそこのトレーニングルームを高齢者だけで使えんかなあと、少しの時間ですね、そんな相談も受けましたのでこの質問もさせてもらったところではありますが、今部長の答弁の方からも、高齢者を対象にインストラクターが対応するというところでありますので、またそういったことも周

知をしていただきたいなあと思います。

一つお聞きしたいのは、とにかくお金を払えばあそこで使えるんだけれども、介護認定者じゃない約8割ぐらいの、今は健康だけれども今後、ゲートボールとかいろんな運動をされている方も見えるけれども、トレーニング機器を使って、例えば公民館とかそういったところでトレーニング機器を利用してできないかということをお伺いします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

トレーニングルーム以外で、例えば公民館等でのお話でございますけれど、これにつきましては、設置スペースの確保の問題とか、また器具利用におけます事故の危険性、また当然指導員等の関係も必要になってまいりますので、人件費とか維持管理費の関係も伴ってまいります。そうしますと、またお金的にも発生をいたしますので、そういう面から総体的に勘案いたしまして、現行の施設ですね、親水公園のトレーニング室、立派な施設となっておりますので、どしどし申し込んでいただきまして、皆様に有効に御活用がしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○6番（榎本雅夫君）

それでは次に、肺炎球菌ワクチンについて、今認識を部長の方からもお聞きしました。この肺炎は、今は抗生物質などの薬の進歩、医療技術の向上によりかなりよく治療ができるようになりました。しかし、高齢者の方にとっては肺炎はまだまだ怖い病気でありまして、特に心臓病や呼吸器に慢性疾患がある方、腎不全や糖尿病などの感染症にかかりやすく重病になる傾向があります。先進地を紹介しますと、東京都の千代田区では65歳以上に4,000円の助成をしていて、広島は呉だと75歳以上で3,000円、また静岡ですけれども裾野市では70歳以上の方に、これは個人負担が2,000円で、愛知県内では日進がことし10月1日から70歳以上、また60歳以上の方で特定の身体状況にありまして医師が判断した方は3,000円を助成していると、このように実施している自治体もありますので、またぜひ本市でも検討していただくことを要望いたします。

次に、収納関係で1点だけ再質問させてもらって終わりますけれども、先ほど部長の方からもるる細かく、資料も私いただいていますので大体わかるんですが、取り組み状況で4人採用されたということで、その中できちっとしたそういう成果というのは数字としては出ていませんか、もしわかれば教えていただきたいですけど。

#### ○総務部長（中野正三君）

10月分と11月分でございます。収納実績として、全体の数字を申し上げます。10月分で162件で443万700円、そして11月分でございますけど、122件で362万3,491円という数字が上がっております。以上でございます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

払えるのに払わないという不公平なことではいけません。しかし、支払いに困難なケースも本当にあるかと思っておりますので、そこはじっくりと対応していただきたいと思っております。

最後に要望だけ言って終わりますけれども、昨年も収納率向上にコンビニ納税の提案をさせ

ていただきました。11月14日の中日新聞に、一宮のインターネット公売の件で12月4日からの申し込みについての記事が載っておりました。先ほど壇上でも言いましたけれども、今愛西市は確かに件数は少ないですからなかなかということではありますが、他市の事例もありますので、今後参考にして税収確保に向けて取り組んでいただくよう要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは次に、通告順位7番の16番・堀田清議員の質問を許します。

**○16番（堀田 清君）**

議長さんのお許しをいただきましたので、農業集落排水事業についてお尋ねをいたします。

この事業は市内23区で取り組まれておりまして、処理人口は3万210人となっております。市内、佐屋地区が一番早く、平成8年より供用開始されていますが、佐屋地区、四つの管理団体があり、使用料金につきましては、基本料金と水道水と井戸水の使用料で算出をされております。そういう中、平均的な4人家族で、1ヵ月3,150円から5,040円となっております。施設の管理につきましては、組合管理となっております。また、立田地区におきましては九つの管理組合があり、そのうち早尾・立田地区におきましては、平成20年、21年に供用開始の予定となっております。使用料金につきましては、基本料金が1ヵ月1世帯2,000円、世帯1人当たり450円から650円という地区ごとの料金となっております。施設の管理につきましては、組合で管理をしております。また、八開地区におきましては七つの管理組合があり、使用料金につきましては立田地区と同じく基本料金が2,000円、世帯1人当たり600円の統一料金となっております。施設の管理につきましては市の管理、市の直営となっております。また、佐織地区につきましては四つの管理組合がありまして、施設の管理は組合管理。

このように、さまざまいろいろなやり方でやっておりますが、合併時に一部は調整をされましたが、ほとんど旧4町村のまま引き継がれております。今後、順次調整できるものから調整をしていかなければならないと思われませんが、中でも施設の管理運営につきましては、合併協議の中で、平成21年度以降については均衡を保つために調整をすると示されています。いわゆる統一をするということでもありますので、市の基本的な考え方と方向性についてお尋ねをいたします。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

それでは、議員の御質問の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、合併協議におきまして調整項目ということで、おおむね5年間は今の現行のまま新市に引き継ごうということで、その後、再度調整をしましょうということで、問題点、いろんなことが5年後によく検討して決めようじゃないかというふうに調整されたわけでございます。それで方式についても、先ほど議員が詳細について述べていただいたとおりでございます。それで、簡単に言いますと、組合管理は3地区は組合でそれぞれやっておるが、1地区だけが市が今は管理ということになっておるのでということだろうと思います。

それで、昨日の議案質問の中でも、私、若干その点でお答えをさせていただいたように、今



担当部局としては、指定管理者制度を用いて各施設管理がうまく機能させていただいておるといふふうに思っております。それで、残る1地区についても、やはり実態的には今は市とは言ふものの、管理の中身については、納付書等、それぞれ各管理組合、役員さんを通じまして配付、それから新規加入についても役員を通じてというようなことで、相当管理組合の中の運営について御無理を申し上げて、また御協力をいただいておりますのが実態でございますので、会計管理とか若干について今は役所の方でお手伝いを申し上げておるといふふうですので、この辺につきまして、地区の協議会がでございますので、一度他地区の実情も申し上げ、御相談を申し上げ、できましたら他の地区同様に施設管理も指定管理者制度等取り入れてできればなあといふふうに思っておる次第でございます。

**○16番（堀田 清君）**

今、八開は運営協議会の中である程度はしてもらっているということで、市の直営ばかりではないということですけど、17年、18年ですけど、これは一般会計からどのぐらい八開の方へ入れられているか。

**○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）**

答弁させていただきます。

18年度でございます。八開地区におきましては、一般会計の方から167万2,857円、17年度におきましては373万4,685円でございます。以上でございます。

**○16番（堀田 清君）**

17年が約370万、18年が約167万ですけど、これは今の八開の600円の使用料、これで地区は運営していけるかいけないか、その辺をちょっとお聞きします。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

実は八開の管理組合、内々的にはそれぞれの管理組合の収支もあるわけでございます、接続率がいいところについては何とか黒字経営ということになっております。ただ、供用開始の遅い地区については、接続率が低いということで、先ほど担当課長が申し上げましたように、一般会計からの繰り入れが入っておるといふふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、もう一つここで御理解いただきたいのは、佐屋地区、立田地区については、当初立田地区ですと2年間、それから佐屋地区ですと3年間は供用率が低いから一定の額において補助を差し上げております。ところが、この八開地区についてはそういった制度がございません。もともと最初から役場において施設管理運営をしようということですので、その辺の補助金のトータルを見ますと、そんなに市が入れておるといふふうには私は認識はいたしてございません。

**○16番（堀田 清君）**

立田・佐屋地区は、補助金は管理費の1年目は30%、そして2年目が15%、3年目はその半分、それでやっておるんですけど、これは八開地区を見ますと、この資料を見ますと、接続率があまりよろしくないということ、伸びていないということを感じるわけですが、私立田地区ですけど、一応役員もやらせていただきますが、いろいろ接続もしていただきたいということ

で組合員の方に頼みまして努力はしております。市の直営という形だと、そういう地区の努力ということもあまりないんじゃないかということをおもいます。

料金のことですけど、滞納のことですが、私たち例えば通帳に残高不足があった場合は、こういうふうで残高不足になっておりますので入れてくださいとお願いに行つて料金なんかはいただいておりますが、その辺をちょっとお聞きかせください。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

確かに未納者の取り扱いの関係、佐屋地区でも立田地区でも未納については役員さんに回つていただいて回収に努めておるといのが実態でございます。これが八開地区については、未納者については、役員さんの方にも「何のたろべいさんが未納になっておる」というのは当然お伝えはしておりますが、かつ役場の職員も、あんだのところは払ってもらつておらんとすることは現実に今職員が直接応援をしておるとい実態でございます。この辺についても、先ほどの答弁じゃございませんが、今後地区の協議会もございしますので、他の地区の管理組合のやり方等も述べさせていただいて、できる限り御協力がいただけるような方向で調整はさせていただきます。いと現実には思つておるところでございます。

**○16番（堀田 清君）**

八開地区は21年度以降、組合管理にするということによろしいですか。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

先ほども若干言い回しが遠まわしになつたかもしれませんが、やはり八開地区にも集落排水事業の推進協議会をつくられておりますので、そちらの方にお諮りを申し上げて、こちら側のお気持ちを伝えて今後進めていきたいと。ですから、私が今ここでやりますからといつて、そこまでの強制力というのはなかなかございませんし、合併協議のときにも地区のそれぞれの決め方を尊重しつつといふような一言も入つておりますので、できるだけそういうふう努力はさせていただくといふことで、今ここで絶対できるといふふうな確約はちょっと御勘弁いただきたいと思つます。

**○16番（堀田 清君）**

愛西市の集落排水といふことを考えれば、管理の方法も料金もいろいろ調整してならしていかなければいけないといふことを思つておりますが、その点。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

議員おっしゃいましたように、私どもも当然そのような考え方は持つております。

**○16番（堀田 清君）**

私の思いでは、多分料金は値上げになると思つますが、といひますのは、これは佐屋地区、立田地区、要は使用料の余剰金がありますし、それで小さな修理、消耗品はやつてくれといふ話ですけど、それも八開地区は全然積んでありませんし、八開地区、早いところは10年ぐらいたちますのでそういう修理も出てきますし、それも料金の中へ多分上乘せをやらないかと思つますし、借地料、これは資料を見ますと39万円、これは多分途中の真空抜きといふのかな、パイプのあれじゃないかと思つますが、立田地区に関しては借地料を払つておりませんので、

この辺も使用料の中に加えていただかなければいけないということを思っていますが、その点。

○上下水道部長（若山富士夫君）

通称エア管と言われるもので、議員御指摘のとおり、八開地区については借地料をお支払いしておるのが現状でございます。それで、これにつきましては、今年の春早々に、昨年もそうですが、実は他地区ではエア管は無償でお願いしておると、民地内においてはということでお伝えを申し上げ、これについては廃止をさせていただきたいということで申し入れて、今年もおおむね理解をいただけたということで、この借地料については廃止する方向で話は進んでおります。

○16番（堀田 清君）

決まったんだね。

○上下水道部長（若山富士夫君）

そういうふうで御理解いただけたと理解しております。

○16番（堀田 清君）

どっちにしましてもこれは難しいことですので、推進協議会も、事によっては議会の決議も要りますし、一番大事なのは、やっぱり住民の方に早く知っていただいて料金が多分上がると思いますが、上がるということを知っていただくということが一番肝心ですので、その点早い時期に努力していただきたいということを思って終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、16番議員の質問を終わります。

引き続き、通告順位8番、19番の大島功議員の質問を許します。

○19番（大島 功君）

それでは、通告により、お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大項目の交通安全対策について。

現在の日本は、自動車なしでは経済活動も毎日の暮らしも成り立ちません。人々の行動範囲の広がりや流通機関の急速な発展に伴い、道路交通網は年々変貌を遂げ、安全を基本とする充実した整備が求められています。しかしながら、交通事故は道路交通網の発展とともに増加し、死者数は減少傾向にあるものの、負傷者数や事故発生件数は依然として多く、欧米諸国と比較すると死傷事故率が高い状況が続いています。そのため、交通安全基本計画が実施され、道路交通の安全対策として道路交通環境の整備・推進や、高度道路交通システムの整備、あんしん歩行エリアの整備、事故危険箇所対策の推進などが行われています。幹線道路の事故多発地点対策事業を実施した箇所では、事故防止効果が顕著にあらわれています。歩行者、自転車、自動車など、あらゆる人、ものが安全・安心に通行できる交通環境づくりには、より効果的・効率的な交通事故削減対策が必要不可欠です。

そこで、お尋ねいたします。

小項目の安心・安全なまちづくり大会。

愛知県が昨年3月に策定した「あいち地域安全3ヵ年戦略」において、本年の6月議会に愛

西市安全なまちづくり条例の制定がされ、愛西市交通安全条例が廃止されました。新条例の目的は、交通安全及び地域安全の推進について基本理念を定める云々とされています。新条例のもと、11月23日には私も参加させていただきましたが、市主催の「安心安全なまちづくり市民大会」が佐織公民館ホールで開催され、小学生のみんなの願い標語発表、高校生の交通安全意見発表、また安心・安全なまち愛西を目指し、四つの宣言がされました。今回の大会内容も従前の大会と同様に交通安全の呼びかけが主であり、今までの積み重ねの交通安全大会の影が薄れたように思いました。要するに、タイトルのインパクトが弱かったのではないかと、せめてタイトルの下に括弧書きで表示、例えば「愛西市交通安全〇〇大会」とかというような格好をしてもよかったのではないかと、名称変更され、どこに重きを置かれたのかお尋ねします。

また15団体、約600人の参加者依頼をされました。毎回参加される人も多く、大会の関心度はいかなるものか。また、小学生、高校生においては、身近な状況を訴えられ、事故防止につながる意義のある大会と感じたが、成人においては毎年同じような人に参加していただいているように見受けられるが、そのような方にとっては内容が少しマンネリ化傾向になってきているように思うが、見解はどうかお聞かせください。

次に、小項目の出会い頭事故防止システムについて伺いをいたします。

さまざまな機能を持つ道路整備が展開される中、地域内へ入れば事故防止効果もまだまだ低く、確かな安全をサポートしておりません。当市においては、平成18年10月29日から交通死亡事故ゼロが続いて大変うれしく思っておりましたが、皆さん御存じのとおり、また本会議の市長招集あいさつの中、11月26日、須依町地内でお一人の死亡者が御報告されました。大変残念なことです。今後ともソフト面につきましてはマンネリ化にならないよう、交通事故及び犯罪が一つでも減るよう、新しい取り組みに期待いたします。

続きまして、次にハード面で質問をさせていただきます。先ほども述べたように、それぞれの地域内には事故につながる危険箇所も多く、安全面でのサポートもまだまだ足りません。だれしも運転手は気を引き締め、交通安全に努めているが、ちょっとした油断から交通事故は起きると言われています。事故が起きてからでの対策は遅過ぎます。啓発活動でも結果を出していただきたいし、またハード面でも実効性が上がる対策をとっていただきたい。現在、愛西市では交差点に点滅びようをつけておられますが、何かほかに現在どのような対策をとっていますか。また、その効果はどうかお尋ねをいたします。

飛島村新政地区では、毎年交通死亡事故や出会い頭事故が多発し、警察、県から交通事故防止策を求められ、数年前から感知式出会い頭事故防災装置、これは商品名ですけれども、「センサーリード98」を設置したところ、事故が激減したと聞いています。信号機のない交差点における車両相互事故の70%が出会い頭事故だそうです。この装置は、見通しのきかない交差点、規制標識で「とまれ」が設置されている交差点であること、車両の感知台数が1日1,440台以内、センサーと表示板は40メートル以内である、こういう条件のところを置きまして、横方向から接近する車両を感知センサーが検出し、交差点の手前で「車接近注意」の2色の発光文字、これは黄色と赤が出て、ドライバーに注意喚起を促す出会い頭事故防止システムです。

当市においても一度設置を検討し、事故防止対策をしてはどうかお尋ねをいたします。また、それにかわる何か安全対策があれば、あわせて見解をお聞かせください。

続きまして、第2大項目の除草剤配布についてであります。

近年の農業は、輸入農産物の増加、担い手の減少、高齢化、耕作放棄地の増加など、大変厳しい状況にあり、世界的な食糧需給の逼迫が懸念され、また地球温暖化防止など、環境問題への対応が求められる中、農業離れが進み、周りの農地等には雑草が生い茂り害虫などのすみかとなり、作物などに被害を与えています。このような状況の中、国は3対策、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策を本格的に進めてきています。愛西市においても、84町中24の町、24の町という表現はどうかしれませんが、24地区というような表現の方が適正かと思えますけれども、農地・水・環境保全向上対策を本年度から導入されております。しかし、この対策は農地に限られており、公共的な雑草の生えている土地等については除外されております。以前は、農家がこうしたところにも手をかけ助けてきましたが、農業離れや経費高で手が回らず、また町内においても経費削減のため手薄になっているのが現状であります。こうした町内での公共性のある公園、集会場、その他等の場所に除草剤を配布してはどうか、見解をいただきたいと思えます。また、次の4点についても考えをいただきたいと思えます。

一つは、町内ごとに総代さんがまとめて場所の申し込みをしていただくと。これは年度初めの年1回が妥当かと思えます。

それから、噴霧器を所持している人に協力を依頼。除草剤を噴霧するわけでございますから、ない人は協力できませんので、農家とかその他で持っている方に地元でまとめていただいて、その他の噴霧器を所持している方に御協力をお願いすると。

噴霧量は500平米当たり500ミリリットル。普通の散布倍率といたしましては200倍で、ほぼこのぐらいが適当ではないかと思えます。

噴霧は年1回。草というのは1回やったら生えてこないというわけでもありません。年二、三回はやらなくてはなりませんけれども、やはり最初が肝心でございます。初期噴霧により大分草の成長も抑えられますので、基本的には年1回を対象としていただきたいと思えます。

以上について御答弁をお願いいたします。あとは自席で質問させていただきます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、交通安全のことにつきましてお答えを申し上げます。

先ほど議員がお話をいただきましたように、「あいち地域安全3ヵ年戦略」に基づきまして、犯罪防止と交通事故防止を含めた内容の安全なまちづくり条例をこの議会をお願いを申し上げまして、条例制定ができました。今回の大会におきましては、その条例に則した内容とさせていただきます。インパクトが弱いというお話でございますが、内容につきましては、従来と同様の内容となっております。式典のみならずロビー内での展示や体験コーナー、そして職員が着ぐるみを着用いたしまして参加をさせていただいて、来ていただいた小学生の方たちとの触れ合いをさせていただいております。今回の会場でアンケートを募集いたし

ましたが、「参加して、忘れがちなことを改めて教えていただきました」とか「いろいろな意見を聞いてよかった」ということで、好評な御感想をいただいております。参加の案内を防犯関係者にも発送いたしましたので、参加者は前回より多くなったというふうに思われます。また、小学生による意見発表もありまして、同伴されるお母様方の関心も高かったというふうに考えております。今後とも参加者の意識づくりから、その家族や御近所の方への呼びかけを行っていただくような大会にしていきたいと思いますというふうに考えております。いずれにしても、広く市民の方、そして皆様方の御意見をいただき、より効果的な事業にしていきたいと思いますというふうに考えております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方は、出会い頭事故防止システムについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、点滅びょうなんかをやっているけれども、その辺の効果はどうかというお尋ねがございましたけれども、これにつきましては、私どもとしては効果は出ているというふうに考えております。それであと、飛島村地内での、議員が質問趣旨の中で述べておられる装置でございますが、この装置は1基300万円ほどする高価なものでございまして、飛島の方で設置をされましたのは、JHの中日本高速株式会社の方から助成金をいただかれて設置をされたというふうに聞いております。こうした高い経費をかけなくても、私どもとしては現在カーブミラーの設置をいたしておりますし、あと垂れ看板「左右の確認を十分してください」とか、「集落内につきスピードを落としてください」「徐行してください」といったような看板の設置をさせていただいて、それなりの効果が上がっているというふうに思っております。この補助金関係が愛知県の方でないかお聞きをさせていただいたわけなんですけど、そういった助成制度はないということもございましたので、先ほど申し上げたような形で交通安全を図っていきたいと思っております。

もう1点つけ加えさせていただくと、少し前に高速道路においてバスの事故がございました。運転手が「〇〇から〇〇の間渋滞」と、そういう電光掲示板に目をとられて大惨事を招いたということもございますので、やはり安全ということについては、運転手みずからが自分の目で安全の確認をしていただいて通行をしていただくというのが一番大事なことだと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

除草剤の配布をしてはどうかというような御提案の質問がございましたけれども、そういった関係、なかなか草をきれいにする、環境の面からはいい御提案だと私ども思っておりますが、除草剤を振ることによって薬害の心配をするわけです。要はちびっこ広場などへ振れば幼児の手に触れることとか、また犬などのペットがなめても何か病が出る、そういうふうに現にそういううわさを聞いております。そういったことから、私どもちびっこ広場などの管理は地元管理ということでお願いしておりますが、これはあくまでも手で刈っていただくなり草刈り機で刈っていただいて、刈った後の草などは市の方で収集をして処分させていただく、そう

いったやり方を基本的には考えておりますので、年度当初の総代さん方の意見も聞こうとは思いますが、私どもの方針としては手で刈っていただきたいと、なるべくそういった除草剤は使わない、道路の関係などにつきましても除草剤を振りますとどうしても路肩がぞれてしまいます。できれば、私どもは手で刈っていただきたい、そういったお願いをしつつ進めていきたいと考えておりますので、御了承いただきたいと存じます。

#### ○19番（大島 功君）

それでは、除草剤配布の方から再質問をさせていただきます。

先ほど副市長さんの方から薬害的とかいろんな面での欠点等が答弁として出されましたけれども、先ほども壇上で述べさせてもらいましたように、農家が少なくなってそういうことまで手を出せないと。以前はそういうことに対して、例えば自分の所有地の農地に入るのに、道路を利用させてもらうからやはりきれいにせないかんというような考え、もしくは草が生い茂っておれば、先ほど言いましたように、害虫のすみかとなると、そういうようなことがあって、ついでにやったから隣のところもきれいにしてやろうという、今で言いますとボランティア的な心構えでしていただきました。しかし、農業離れということから、だれが刈っていいのか、地区でも。例えば、地区でいけば、先ほど申しましたように集会場だとか、そういうような公園等がありますけれども、やはりそういうところでもなかなか除草剤をまけない。ただ、除草剤がいけないというのは確かに欠点もようけあります。しかしながら、私も調べましたら長所もあります。確かに欠点といいますと、枯れるまでに1週間ぐらいかかる。この間にだれかがさわると、薬害的なことも一つ出るというおそれもありますし、それから根まで枯らしますので、土手が崩れるおそれがあるということがあります。それから、先ほど強調されて御答弁の中にありましたように、散布後、犬が草を食べると下痢を起こすことがあり、苦情につながるということがあると思います。しかしながら、私がきょう質問しておるのは、地元の公共的な施設、犬の散歩は農道でやられますので、私はきょうは農道をやってくださいとは言っておりません。そうしたそういうみんなが使う場所がだんだんと草から手が離れていき、草が伸び、そうした対策がおくれがちですので、少しでも行政で84町から御依頼があれば、そうした対策をとっていただきたいと思います。

もし草が長くなれば、これは火災予防条例第24条で、空き地及び空き家の管理ということで、これは消防長にお伺いしますけれども、24条の第1項は空き地の所有者云々ということをやっております。2項では、空き家のことをやっております。ただ、私どもも完全ではありませんけれども、草丈がひざ上もしくは草が建物から30メートル以内は消防署の方から刈ってくださいという指導があると思いますが、その点について少し内容をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○消防長（古川一己君）

ただいまの大島議員の火災予防条例第24条の関係でございましてけれども、まず24条はなぜあるかということでございます。我々消防の本質というのは、予防というものが第1番に来るわけでございます。その観点から第24条で空き地の管理また空き家の管理をお願いしているところ

ろでありまして、私どもの火災予防の観点から指導基準といたしましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、建物から30メートル、また背の丈ひざ上というのを一つの基準の対象としております。ただ、今の除草剤という意味とはちょっとかけ離れた答弁になるかと思えますけれども、やはり火災予防の面でいきますと、市民の皆さん方が行動を起こしていただく、常に毎日が火の用心でございます。そういうような観点からも、やはり行動を起こしていただくのがいいのではないかと、またそのような先ほど副市長の答弁の中にもありましたように、地域の皆さんのお力をかりて、そのような部分を進めてまいるということでございますので、よろしく願いをいたします。

#### ○19番（大島 功君）

今、消防長の方から詳しく御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

先ほどは短所を申し上げましたけれども、今度は除草剤の長所を今から申し上げますので、何かまた御答弁いただければと思います。

先ほど草刈機や手ということで、草取りや草刈り機よりも短時間で済むというのが一つの長所だと思います。それから、機械とかそういう草刈り機が入らないところでも除草ができると、狭いところでも薬を噴霧すれば草は枯れるということです。それからあと、農道でも最近舗装の進捗率が高くなって舗装していただいておりますけど、例えば石やコンクリートがそうしたところにあっても、機械だと刃を欠かしてしまいなかなかうまくいけませんが、除草剤はうまく散布できるということであります。

それから、草はだれしものが目につくようになってから対応します。草が生えたなあとと思ったら、簡単な機械で薬剤を溶かして背負っていけばすぐ、早目に対応ができるということがあります。それから、皆さんが一番心配されているのは土への影響だと思います。これはどこの除草剤でも、例えば除草剤が土へ直接ついた場合、それから草について浸透して根を枯らした場合、そうしたときに土壤中の微生物によって、これは水、炭酸ガス、アミノ酸、リン酸に分解されます。ですから、除草剤をやったところにもすぐ播種しても影響がありませんというのが最近の除草剤の宣伝効果でもあるかと思えます。そうしたこと、それから根を枯らしますので、草刈りよりは長期間抑制できるということです。例えば、皆様方、御存じあるかと思えますけれども、湿気の多いときに草刈りをやれば、きょうやったできれいになった、あした行けばもう芽が3センチも伸びていると、こういうような経験があらうかと思えます。そうした場合に草刈りは対応できません。やはり薬はそうしたことに対応できますので、これを私も5回も6回もやれとお願いしておるわけではない。最初のとき、初期が必要ですから、初期段階に対してそういう御協力なりをしていただけないかをお願いしておりますけれども、今長所でいましましたことに対しましての御答弁を伺いたいと思います。

#### ○副市長（山田信行君）

今、私どもが十分認識していなかったメリットもいろいろと述べていただきましたので、そういうメリットがあるにいたしましても、私どもは皆さんが集まられる地区の集会場だとか神社だとか公園、そういうところはやはり地域の皆さん方の手できれいにしていく、そうい



った地域のつながりといったものを要請していく一つの機会でもあるととらえておりますので、そういった面では考えておりますが、今メリットをいろいろおっしゃっていただきましたので、そういったことも頭に置きながら将来の課題とさせていただきたいと思いをします。

#### ○19番（大島 功君）

御答弁ありがとうございました。

確かに、それぞれの方々がそういう心構えで臨まなければならないと思います。

そこで、一つこの件につきまして市長にお伺いしたいと思いますが、6月議会でも市民憲章の制定等によりましてという御報告をしていただきましたときに、やはり愛着感だとか一体感だとか、発展につながることを願いながら云々と所信表明でされております。やはりそうしたことから、そういうことも大事じゃないかと私が申し上げましたことも一つの力添えになるんじゃないかと思いをしますが、ひとつ御答弁を賜りたいと思いをします。

#### ○市長（八木忠男君）

除草剤の件でいろいろお話をいただきましたが、私どもの町内のことを言いますと、お寺さんにしろ集会場にしろ児童公園にしろ、地元の皆さんでそれぞれお願いをしているわけでありまして、ただ環境とかいろんな、食とかいろいろ言われている中で、本当に公共施設のところへそれをということになりますとまだ抵抗のある方も見えるんじゃないか。ある私どもの農家の方は、自分の食するものは消毒もしないで自分のところだけの分と、何か出荷されるのはきれいではないといかんで本当に強力な薬も使われる、それはもちろん許容範囲でありますけれども、そうしたことを思いますと、今御指摘いただいたことも確かに地域の皆さんに難儀をかけるかもしれませんが、まずは地域づくり、地元の皆さんということもお願いしておりますので、副市長が申し上げました総代会の場でもそうしたこともあわせてお願いしながら、まずは今までどおりの形でお願いできたらと思いをします。よろしくお願いをいたします。

#### ○19番（大島 功君）

それぞれ強く言えば強く答弁で返ってくるような感じを受けましたけれども、多分理解はある程度されているんじゃないかと私は思っておりますので、ひとつまた新年度が来ましたら総代会等で十分お願いをさせていただきたいと思いをします。

それでは、最初の交通安全対策についての方に移らせていただきます。

先ほど御答弁の中で、小学生とかのアンケートの中で父兄さん、それから展示、着ぐるみ、それからミニ白バイ、ああしたことに対しては子供さん、小学生の方とかお母さん方には理解されたかと思いをします。しかし、あれだけの大勢の方の中で、やはり大半が大人の方が参加もされております。質問の中でも聞きましたように、やはり大人の方に何だかちょっと欠けているんじゃないかというようなことを思いまして、私ながらにもそれならどうしたことがいいかということで思ったんですけど、参加者全員が各世代の事故傾向や行動特性を十分に理解し、交通ルールやマナーの認識を高めるために、ああいう場所で、ソフト面で結構ですが、講座的に短い時間でいいですから、こういう世代はこういうようなところで事故がありますよと、もう少し詳しくやっていただくなり、そういうような呼びかけをしていただく、または映画上映も

一つの方法だと思います。映画の中にはそれぞれちょっときつ過ぎるとか、そういう話も以前聞きましたこともありますけれども、やはり怖さというのはそういうものから学ぶべきじゃないかと思います。

それから、ロビー内にパネル展示や体験コーナー、着ぐるみの参加とか、それからアトラクションの県警音楽隊の演奏、これについての参加者の目はどの程度向けられていたのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、今後参加者へ意識づくりだとか呼びかけを行っていきたいというようなことを御答弁の中で申しておられましたが、具体的な考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

展示物等における反応といいますか、それぞれの受けとめ方というのは、子供さんたちは非常に興味を持ってということもあったかと思っております。大人の方につきましても、それぞれ初めての方もあって興味を示された方も見えます。それぞれ違った、それぞれ個々で御判断があったかと思っております。ただ、何度も申し上げますように、今回改めた中で評価というものは分かれる部分があるかと思っております。いずれにしましても、私ども今回安全ということ、これは防犯の意味を含めての大会にしたわけでございますけど、なお一層皆さん方にインパクトのあるような形の大会にしたいということで御答弁とさせていただきます。

#### ○19番（大島 功君）

ありがとうございました。

今回の安心まちづくりの条例は、内容的には、県が出した「あいち地域安全3ヵ年戦略」においては防犯が目的でありました。そこへ愛西市は、交通安全も必要だからということで組まれて一緒に出されたんです。そうやって組まれた以上は、やはり何らかの対策をとっていただきたいし、また私も佐屋地区でちょっと偏った意見かもしれませんが、佐屋地区でも交通安全総決起大会とか、交通安全に対して力を入れてこられました。そうしたどうしても関連がありますので、今どこの新聞を見ても交通事故、交通事故ばかりということですので、よそはよそで、まずは地域内で幾らでもこうした事故というのが、あんなところで起きるかというようなところで事故は起きておりますので、事件は現場で起きるということでひとつお願いしたいと思います。

それから、出会い頭防止装置ですけども、答弁されましたけれども、まず価格面、私も聞きに行きまして、飛島でやったら、先ほど部長さんが答弁されたように300万、ですから私も細かくメーカーに聞きましたら、1基が74万です。一つの交差点で反対側にもつけますと150万円で済みます。300万円というのは、単独信号機は300万、幹線道路で続いておりますと、それが500万、1,000万、1,500万、3,000万となるそうです。これは警察の方で聞きました。ですから、金額的にもそう高いとは思いませんし、ただ余分なことをやればそれ以上の金額が募るかと思えますし、ただ飛島さんは、第二東名で湾岸線のときに協力費的なことでそういう補助金をいただいた、それを利用してたまたま事故が多かったからそういう交通安全対策に取り組まれたと聞いておりますので、多分安くはやってみえると思います。しかしながら、飛島さん

でいきますと、それを設置したことによって、スピードを出してきたら、先ほど壇上で申しましたように、2色の色が発光しますので、それをドライバーが感じて必ずスピードがそこでとまると。ただ、一番多い事故的に私も見ておりますと、一たん停車というのは、皆さんそれぞれ免許を取るときには交通安全上習ってきたと思うんですけども、簡単に言いますと、ここを出たところで、ユーストアから出た田んぼの四つ角がよく事故があります。あそこに「とまれ」があるんですけども、警察が隣の酒販店のところからよく見ておるんですけども、ああいうようなところがどうしてかと、一たん停止というのは一遍停止線でとまって、それからその前に、今のところは横断歩道がありませんけど、横断歩道で人が渡るか渡らないか、一たん横断歩道の手前でとまって、それから自分が幹線まで出る、3段階とまれ、要するに3段階停止というのがいろんな地区でもやられております。それだけ停止を守っても事故につながる場所はつながります。ですから、より見通しの悪い交差点は、それ以上の多段階停止をしてやればまず出会い頭の事故は起きないんじゃないか。その出会い頭を抑止するための、この装置の設置をお願いしておるわけでございます。そうしたことから、財政上いろいろ厳しいところもあろうかと思っておりますけれども、ひとつそういう意味合いでの質問に対しての御見解をいただきたいと思っております。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

1回目の答弁のときにもお話をさせていただいたんですが、電光掲示板に運転手が気をとられて追突事故を起こし、それが大惨事になったということがあります。確かにそういう方法も一つの方法ではありますが、橋の耐震のときも御答弁させていただいたんですけども、何でもかんでも絶対ということはないと思うんです。ただ言えることは、交通安全に関して御答弁させていただくならば、先ほども申し上げましたように、まず自分の目で確認をしていただく。学校なんかで交通安全教室なんかを開かれると、渡る際の信号、これは青になっても左右の確認をしてから渡りなさいというような指導はされているやに聞いております。1回目の御答弁をさせていただいたように、代替のそういったものがあれば、そういったもので交通安全を図っていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○19番（大島 功君）

御答弁ありがとうございました。

部長さんは高速道路でのそういうことを例に出されましたけれども、私がお願いしておるのは、この愛西市内の地域の見通しの悪い交差点でそういうものをつけたらどうですかということをお願いしております。ですから、そういうふうにひとつ御理解を賜りたいのと、また飛島村が事故が多いところに警察署の許可を得て交差点に黄色いペンキを塗られております。多分飛島村役場へ行かれると、何で農道の交差点にこんな黄色いペンキを塗られておるか、あれも一つの簡単な交通事故防止・抑止対策だと思います。そうしたことで、きょう私も持ってきて皆さんに本当は配付すべきだと、どういうシステムになっているかという、これはここに字が出て、これが検知センサーで車を感知したらこちらへお知らせして、「車接近注意」とばかばかかと十何秒つくんだそうです。それで、そういう事故防止・抑止策をやっておるとい

うことで、大変効果が上がっておるそうですので、ひとつ御検討を願いたいと思います。

最後に、先ほどの質問で申し上げましたが、市内に交通事故につながる危険箇所が多くあります。啓発的なソフト面でも結果を出していただきたいし、ハード面でも交通事故発生状況調査等の結果に基づき危険交差点と位置づけ、実効対策をとっていただきたいと思います。

以上お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて19番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、明日14日は午前9時より開議、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでした。

午後4時58分 散会